

産業技術総合研究所つくばセンターの  
施設管理等業務における  
民間競争入札実施要項（案）

平成 23 年 10 月  
産業技術総合研究所

## 目 次

|                                                                                                                                                          |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき<br>対象公共サービスの質に関する事項                                                                                                   | 2  |
| 2. 対象公共サービスの実施期間に関する事項                                                                                                                                   | 7  |
| 3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項                                                                                                                                  | 7  |
| 4. 入札に参加する者の募集に関する事項                                                                                                                                     | 8  |
| 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の<br>対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項                                                                                            | 10 |
| 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する<br>事項                                                                                                                | 14 |
| 7. 公共サービス実施民間事業者可以使用させることができる施設に関する<br>事項                                                                                                                | 14 |
| 8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、<br>国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り<br>扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施<br>の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置<br>に関する事項 | 15 |
| 9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり<br>第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により<br>当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項                                                   | 20 |
| 10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項                                                                                                                      | 20 |
| 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項                                                                                                                               | 21 |

産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務における  
民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下。「法」という)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な、公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という)は、公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定されたつくばセンターの施設管理等業務(以下、「施設管理等業務」という)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

**1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第14条第2項第1号関係)**

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

①対象施設の概要

研究所は日本の産業を支える環境・エネルギー、ライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、標準・計測、地質という多様な6分野の研究を行う我が国最大級の公的研究機関である。本部を東京及びつくばに置き、つくばセンターを除く全国8ヶ所にそれぞれ特徴ある研究を重点的に行う地域センターを配している。

対象施設のつくばセンターは中央地区、東地区、西地区、北サイト、苅間サイトからなる。

ア. 所在地

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| つくば中央地区  | 茨城県つくば市東1-1-1、梅園1-1-1 |
| つくば東地区   | 茨城県つくば市並木1-2-1        |
| つくば西地区   | 茨城県つくば市小野川16-1        |
| つくば北サイト  | 茨城県つくば市大字寺具字柏山1497-1  |
| つくば苅間サイト | 茨城県つくば市学園南D29-2       |

イ. 敷地面積

|          |                        |                            |
|----------|------------------------|----------------------------|
| つくば中央地区  | 988,131 m <sup>2</sup> |                            |
| つくば東地区   | 147,281 m <sup>2</sup> |                            |
| つくば西地区   | 262,498 m <sup>2</sup> |                            |
| つくば北サイト  | 616,024 m <sup>2</sup> |                            |
| つくば苅間サイト | 12,826 m <sup>2</sup>  | 計 2,026,760 m <sup>2</sup> |

ウ. 建物延床面積

|         |                        |
|---------|------------------------|
| つくば中央地区 | 400,438 m <sup>2</sup> |
|---------|------------------------|

|          |                       |   |                       |
|----------|-----------------------|---|-----------------------|
| つくば東地区   | 43,051 m <sup>2</sup> |   |                       |
| つくば西地区   | 83,262 m <sup>2</sup> |   |                       |
| つくば北サイト  | 8,997 m <sup>2</sup>  |   |                       |
| つくば苅間サイト | 3,731 m <sup>2</sup>  | 計 | 539,479m <sup>2</sup> |

エ. 施設配置 別紙 1－1 から別紙 1－5 のとおり

## ②業務の対象と業務内容

### ア. 「つくばセンター施設管理等業務の総括管理業務」

#### (ア) 業務の概要

産業技術総合研究所つくばセンター第一事業所第一研究業務推進部（以下「第一研究業務推進部」という。）と連携を図り、各個別業務（別紙仕様書 2～別紙仕様書 9 に記載する業務をいう。以下同じ。）間の連絡・調整を行う。

#### (イ) 業務の仕様

別紙仕様書 1 参照

### イ. 「つくばセンター設備等維持管理業務」

#### (ア) 業務の概要

設備等維持管理業務の仕様を定め、設備等を良好に管理するとともに、適切な保全を行うこと。

#### (イ) 業務の仕様

別紙仕様書 2 参照

### ウ. 「つくばセンター警備業務」

#### (ア) 業務の概要

建物及び建物周辺敷地並びにこれらに付属する設備の警備等業務及び防災管理並びに外来者の入退管理、案内及び受付業務等を行うこと。

#### (イ) 業務の仕様

別紙仕様書 3 参照

### エ. 「研究協力センター運営管理業務」

#### (ア) 業務の概要

フロント業務、客室整備業務及び清掃業務を総合的に運営管理すること。

#### (イ) 業務の仕様

別紙仕様書 4 参照

### オ. 「つくばセンター植栽管理業務」

#### (ア) 業務の概要

植栽等について適切な管理を行い、良好な周辺環境及び景観を保持すること。

(イ) 業務の仕様

別紙仕様書 5 参照

力. 「つくばセンター建物等清掃業務」

(ア) 業務の概要

建物並びにその周辺の衛生環境を良好に保持し、建物内床面等を清潔に維持すること。

(イ) 業務の仕様

別紙仕様書 6 参照

キ. 「サイエンス・スクエアつくば維持管理業務」

(ア) 業務の概要

「サイエンス・スクエアつくば」は、研究所の研究開発が社会の発展に貢献していることを広く社会・国民に発信し、研究所の活動の理解促進を図るとともに、国民の科学技術への興味を高め、次世代の産業に関わる人材の育成に貢献することを目的とした体験型の常設展示施設である。第 1 事業所 A 棟 1 階に位置し、ロビー、展示スペース (619m<sup>2</sup>)、倉庫で構成される。

サイエンス・スクエアつくば維持管理業務は、一般入館者の受付、展示品解説及び機器のデモ操作、見学に係る問い合わせ対応、展示品及び展示室内の点検業務に関する「受付、展示案内業務」、土日祝日における 開館日の清掃、巡回、見学者受付、誘導に関する「清掃及び受付補助業務」等の業務とし、業務従事者の常駐管理とする。

(イ) 業務の仕様

別紙仕様書 7 参照

ク. 「地質標本館運営管理業務」

(ア) 業務の概要

地質標本館は総面積約 3,700 m<sup>2</sup>の 2 階建て建物(地下 1 階、地上 2 階(一部 3 階))で、玄関、中央ホール、映像展示室、テーマ別 4 展示室等の展示スペース約 1,500 m<sup>2</sup>及び関連する研究室・事務室・岩石薄片製作室等約 2,200 m<sup>2</sup>から構成され、それぞれの展示室等にはパネルや模型、映像展示に加え、実物の岩石・鉱物・化石の標本を多数展示しており、一般の人々に広く公開している常設展示施設である。

地質標本館運営管理業務は、機器のオペレーター、日常点検、展示施設・機器の保守点検等に関する「展示施設等保守管理業務」、来訪・見学者に対する受付・案内及び入館並びに展示に関わる「受付管理業務」、絵葉書及び地球科学図等成果普及出版物の「販売補助業務」、展示物及びその付属施設等の「清掃業務」とし、これらの業務と地質標本館職員等による見学案内対応により、来館者への地球科学の成果普及促進を図るとともに見学しやすい環境を提供する。

(イ) 業務の仕様

別紙仕様書 8 参照

ケ. 「つくばセンター自動車運転・維持管理業務」

(ア) 業務の概要

産業技術総合研究所つくばセンター内と近隣指定箇所を巡回する連絡バスの運行並びに同センター内を巡回する郵便軽貨物専用所内便の運行、及び指定車両の管理を行うこと。

#### (イ) 業務の仕様

別紙仕様書 9 参照

### ③用語の定義

本実施要項で使用する用語は、特段の定めがあるものを除き、「建築保全業務共通仕様書」（平成20年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）第1編第1章に記載されている用語の定義によるものとする。

### ④契約期間開始前及び終了時の引継方法

ア. 民間事業者（法第2条第8項に規定する公共サービス実施民間事業者をいう。以下同じ。）は本業務の契約期間が開始する前に、本業務を行っている者から、必要に応じて研究所の立ち会いのもと、業務内容を明らかにした書類等により十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は民間事業者の負担とし、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。

なお、契約期間開始前に業務を行っていた者が引き続きその業務を行うこととなる場合には、この限りではない。

イ. 事業実施者である民間事業者が変更になる場合は、本業務を引き継ぐ者が決定次第、本業務を引き継ぐ者に対し速やかに引き継ぎを開始して、必要に応じて研究所の立ち会いのもと、業務内容を明らかにした書類等により十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は民間事業者の負担とし、本業務を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。

ウ. 契約期間の満了に伴い入札対象事業が終了する場合には、研究所は民間事業者から引継ぎ（民間事業者による創意工夫に係る事項含む。）を受けるものとする。

エ. 本業務の契約期間が終了する際、本業務の遂行に当たり使用した施設については、原状回復をした上で研究所に引き渡すこと。また、民間事業者が本業務に供するために持ち込んだ備品等については、すべて民間事業者の負担で撤去すること。

オ. 本業務の契約期間が終了する際、研究所が提供した情報については、すべて研究所に返却するか適正に破棄すること。また、民間事業者が本業務の遂行に当たり収集した情報及び本実施要項において作成が義務づけられている書類又は電子媒体については、すべて研究所に無償で引き渡すこと。

## (2) サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

### ①施設管理等業務の包括的な質

施設管理等業務を通じて包括的に達成すべき質は、施設等の維持管理を適切に行い、研究所の業務遂行の円滑な実施を可能とすることとし、具体的には以下のとおりとする。

#### ア. 業務継続の確保

##### (ア) 平常時

本業務の不備に起因して人身事故及び物損事故並びに停電等による業務停止が発生しないこと。

#### (イ) 緊急時

##### a. 研究所つくばセンターが被災した場合

大地震・火災等の緊急事態が発生し、研究所がその業務の一部又は全部を停止した場合において、研究所が機能を復旧する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れがないこと。

##### b. 研究所つくばセンターが被災していない場合

大地震・原子力発電所における事故等の緊急事態が発生し、広範な地域において機能を停止した場合（研究所つくばセンターが被災していない場合に限る。）において、本業務の不備に起因して研究所の業務遂行に影響を与えないこと。

#### イ. 安全の確保

本業務の不備に起因して人身事故又は物損事故の発生がないこと。

#### ウ. 施設等の不具合等への速やかな対応

施設等の利用者から施設等の不具合等の連絡があった際に速やかに対応すること。

#### エ. 環境への配慮

本業務遂行にあたって温室効果ガスの削減等環境への配慮に努めること。

#### オ. 快適性の確保

(ア) 研究所は「研究協力センター」、「サイエンス・スクエアつくば」及び「地質標本館」の利用者を対象に別添の「施設環境に関するアンケート」を常時実施し、四半期毎にその集計を行う。

#### (イ) 施設利用者アンケートの満足度

定量的な指標：「研究協力センター」（さくら館）、「サイエンス・スクエアつくば」及び「地質標本館」利用者を対象としたアンケートについては、設問それぞれについて満足度が90%を超えること。「研究協力センター」（けやき館）の利用者を対象としたアンケートについては、設問それぞれについて満足度が85%を超えること。

(ウ) 満足度は、「満足」及び「やや満足」に該当する回答の割合を集計（1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て）するものとする。

#### ②各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、各業務の仕様書において定める内容を確保することとする。

（別紙仕様書1～9参照）

なお、民間事業者は、それぞれに定められた仕様書について、企画書において改善提案を行うことができる。

#### ③創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上）及び経費の削減等に努めるものとする。

#### ア. 施設管理等業務の実施全般に対する改善提案

民間事業者は、施設管理等業務の実施全般に係る質の向上及び経費の削減の観点から取り組むべき事項等の改善提案を行うことができる。その際、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を明示すること。

#### イ. 各業務に関する改善提案



民間事業者は、本業務における各業務に係る質の向上及び経費の削減の観点等から取り組むべき事項の改善提案を行うことができる。その際、質の向上に向けた具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を明示すること。

### （３）請負代金の支払方法

研究所は、民間事業者が行う業務について契約期間中の検査・監督を行い、業務の実施状況及び質の状況を確認した上で、請負代金を支払う。検査・監督の結果、業務の実施状況及び質の状況が確保されていない場合は、研究所は再度業務を行うように改善の指示を出し、民間事業者は、業務改善計画書を研究所に提出するとともに所要の改善を行うこととする。改善後の確認ができるまでの間、請負代金の支払を保留する。

請負代金の支払に当たっては、民間事業者は当該月分の業務の完了後、適法な支払請求書により当該月分の支払請求を行う。研究所は、民間事業者からの請求があったときは、速やかに所定の金額を民間事業者（入札参加グループ（下記３．（５）①に規定する入札参加グループをいう。以下同じ。）の場合は代表者（下記３．（５）①に規定する代表者をいう。以下同じ。））に支払うものとする。

### （４）費用負担等に関する留意事項

#### ①消耗品等

本業務を実施するに当たり研究所つくばセンターの利用者が使用する消耗品並びに民間事業者が使用する消耗品及び附属品については、仕様書（別紙仕様書１～９参照）において民間事業者が負担することとして定められているものを除き研究所の負担とし、民間事業者からの請求に応じて支給するものとする。

#### ②光熱水費

研究所は、民間事業者が本業務を実施するために使用する光熱水費を無償で提供するものとする。

#### ③施設等使用料

研究所は、民間事業者が本業務を実施するために使用する控室等を無償で提供するものとする。

#### ④法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下のア．からウ．のいずれかに該当する場合には研究所が負担し、それ以外の変更については民間事業者が負担するものとする。

ア．本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設

イ．消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

ウ．上記ア．及びイ．のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

## ２．対象公共サービスの実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号関係）

本業務の実施期間は、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。



### 3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項関係）

- （１）法第１５条において準用する法第１０条各号（第１１号を除く）に該当しないものであること。
- （２）独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
- （３）独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、平成２２・２３・２４年度において「役務の提供等」のＡの等級に格付けされている者であること。なお、入札参加グループで入札に参加する場合には、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領において、代表者にあつては平成２２・２３・２４年度において「役務の提供等」のＡの等級に格付けされており、代表者以外の入札参加グループ員（下記（５）①に規定する入札参加グループ員をいう。以下同じ。）にあつてはＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。

なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。

- （４）本入札公告の日から開札の時までの期間に独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （５）入札参加グループでの入札について

#### ①入札参加グループの結成

入札参加者が本実施要項に定める業務のすべてを単独で遂行することができない場合には、入札書類（４．（２）②で規定する入札書類をいう。）を提出する時までに、業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加するグループ（以下「入札参加グループ」という。）を結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者を入札参加グループ員とし、入札参加グループ員のうちから代表企業及び代表者を定めるものとする。

なお、入札参加グループ員は、ほかの入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。また、入札参加グループを結成した場合には、すべての入札参加グループ員は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成しなければならない。

#### ②入札参加グループの入札参加資格

すべての入札参加グループ員は、上記（１）から（４）のすべての要件を満たしていること。

- （６）事業協同組合での入札について

入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加し又は単独で入札に参加することはできない。

### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号関係）

- （１）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- ① 入札公告 平成２３年１１月上旬頃
- ② 入札説明会 平成２３年１１月中旬頃
- ③ 現場説明会 平成２３年１１月中旬頃
- ④ 入札等に関する質疑応答 平成２３年１２月中旬頃

- ⑤ 入札書類の提出期限 平成23年12月下旬頃
- ⑥ 入札書類の評価 平成24年2月上旬頃
- ⑦ 開 札 平成24年2月下旬頃
- ⑧ 契約締結 平成24年2月下旬頃

## (2) 入札実施手続

### ①入札説明会後の質問受付

入札公告以降、研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### ② 提出書類及び提出時期

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）その他審査に必要となる書類（以下「入札書類」という。）及び、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を入札書類の受付期限までに提出する。

また、入札参加者は、入札時に、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出する。入札書に記載する入札金額は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載することとする。

### ③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5. で示す総合評価を受けるために必要な次の事項を記載する。

#### ア. 代表責任者及び本業務担当者【様式1】

入札に参加する事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。

なお、入札参加グループで参加する場合は、様式1に入札参加グループ員の一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。（入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。）

#### イ. 業務実績【様式2】

本実施要項1.（1）②で示す業務ごとに過去3年間の実績を記載すること。

#### ウ. 業務に対する認識【様式3】

本業務を実施するにあたっての基本的な方針等を記載すること。

#### エ. 施設管理等業務全体及び業務ごとの実施体制、法的資格等を有する者等の配置【様式4】

施設管理等業務全体について及び本実施要項1.（1）②で示す業務ごとに実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載する。（下記④その他審査に必要な書類イ及びウに記載する書類を添付すること。）

#### オ. 質の確保に対する考え方【様式5】

施設管理等業務に関する包括的な質の確保及び各業務の質の確保に関する考え方を記載する。

カ. 改善提案【様式 6、7】

改善提案を行う場合、改善提案を行う業務（項目）を明確にし、改善提案を行う理由、改善提案の内容、改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

キ. 緊急時の体制及び対応方法【様式 8】

緊急時（施設管理等業務の実施に当たり想定していたとおりの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合をいう。）のバックアップ体制と対応方法を示す。

④その他審査に必要となる書類

上記②の「その他審査に必要となる書類」とは、以下のとおりである。

ア. 入札参加者（入札参加グループの場合はすべての入札参加グループ員）の平成 22・23・24 年度産業技術総合研究所競争参加資格又は、全省庁統一資格の写し

イ. 本実施要項別紙 2 に記載された法定資格等について、当該業務を行う者が必要な資格を有することを証する書類（写しでも可）

ウ. 本実施要項別紙 3 に記載された業務実施責任者等の条件について、当該業務を行う者が必要な条件を満たすことを証する書類（写しでも可）

⑤開札に当たっての留意事項

ア. 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ. 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ. 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（入札説明書に添付されている）を提示又は提出しなければならない。

エ. 入札者又はその代理人は、入札中は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号関係）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は、研究所に、本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置して行うものとする。

### （1）落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

#### ① 必須項目審査（500点）

必須項目審査においては、入札参加者が次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満た

した場合は基礎点（５００点）を付与し、一つでも満たしていない場合は、失格として下記②の加点項目審査は行わない。（別紙４参照）

#### ア．実施体制

（ア）各業務の業務水準が維持される体制であること。（入札参加グループで参加する場合、代表者と代表者以外の入札参加グループ員の連携が可能な体制であること。）

（イ）各業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されていること。

#### イ．業務に対する認識

（ア）各業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっていること。

（イ）本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられていること。

#### ウ．現行基準レベルの質の確保

本業務全般及び各業務の提案内容は、研究所が要求する水準を確保するものであること。

#### ② 加点項目審査（３５０点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点（満点の場合は３５０点）する。（別紙４参照）

#### ア．施設管理等業務全般に係る業務に関する提案と総括管理業務に対する提案（２０点）

- a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。
- b. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。
- c. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。
- d. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。
- e. 関連する付加的なサービスに関する提案（例：産総研ノベルティーグッズの製作・販売等）

#### イ．各業務に対する改善提案

##### （ア）つくばセンター設備等維持管理業務（１６０点）

- a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。
- b. 予防保全などの科学的・合理的な管理手法が導入されているか。
- c. 修繕業務について、調達及び支払等の会計手続における不正防止体制が確保されているか。
- d. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。
- e. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。
- f. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。
- g. 省エネルギー、環境保全のための方策が明記されているか。

(イ) つくばセンター警備業務（４０点）

- a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。
- b. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。
- c. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。
- d. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。

(ウ) 研究協力センター運営管理業務（２０点）

- a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。
- b. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。
- c. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。
- d. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。

(エ) つくばセンター植栽管理業務（２０点）

- a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。
- b. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。
- c. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。
- d. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。

(オ) つくばセンター建物等清掃業務（２０点）

- a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。
- b. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。
- c. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。
- d. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。

(カ) サイエンス・スクエアつくば維持管理業務（１０点）

- a. 顧客満足度の向上等に対する改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。（例：来場者数（特にリピーター）を増やすための工夫、子供にも分かりやすく展示物の説明をする工夫 等）
- b. 業務コスト等削減のための方策が提案されているか。（例：予約の受付・管理を効率的に行う工夫 等）



(キ) 地質標本館運営管理業務（１０点）

a. 顧客満足度の向上及び常設展示施設としての維持管理に対する改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。

（例： 地質情報を用いた有料領布品の開発・政策及び展示販売方法、運営管理業務一体による顧客への案内及び対応による見学環境整備、来館者（リピーターを含む）増への対応、展示物の維持管理方法 等）

b. 業務コスト等削減のための方策が提案されているか。

(ク) つくばセンター自動車運転・維持管理業務（１０点）

a. 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。

b. 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。

c. 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。

d. 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。

ウ. 緊急時及び非常時対応についての考え方・体制（４０点）

a. 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

b. 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的であるか。

c. 緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか。

d. トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（５００点）と加点項目審査で得られた加算点（最高３５０点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する（除算方式）。

総合評価点＝（基礎点＋加算点）÷ 入札価格

② 留意事項

ア. 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、１０分の６を予定価格に乗じて得た額に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査を実施し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち、総合評価点が最も高い１者を落札者として決定することがある。

- (ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- (イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か 等）
- (ウ) 当該契約期間中におけるほかの契約請負状況
- (エ) 手持ち機械その他固定資産の状況
- (オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- (カ) 経営状況
- (キ) 信用状況

イ. 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ. 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

### ③初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

ア. 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、開札の際に、入札参加者又はその代理人が立ち合わなかった場合には、その再度の入札を辞退したものみなす。

イ. 再度の入札によってもなお入札者となるべき者がいない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、業務の一部を分割した後、随意契約を締結する又は再度の入札公告に付することとする。この場合には、その内容及びその理由を研究所のホームページで公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項関係）

従来の実施状況に関する情報は別紙5のとおり。

## 7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる施設に関する事項（法第14条第2項第7号関係）

- (1) 使用施設



本業務を実施するに当たり使用することができる施設は、研究所つくばセンター内施設とする。

## (2) 機器等の持込み

①研究所の業務に支障を来さない範囲において、民間事業者は研究所つくばセンター内に本業務に必要な機器等を民間事業者の負担において持ち込むことができる。ただし、機器等を持ち込む場合には、事前に研究所の了解を得るものとし、本業務を終了した際は、原状回復を行わなければならない。

②機器等の持込み又は撤去に要する経費及び持ち込んだ機器等に係る経費については、本実施要項 1. (4) ②で規定する光熱水費を除き民間事業者が負担するものとする。

## 8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号関係）

### (1) 報告等について

#### ① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、本実施要項で定めた業務を行うに当たり、個別業務ごとに、各年度の事業開始日までに、年度ごとの施設管理等業務計画書を第一研究業務推進部に提出し、同部と協議しなければならない。施設管理等業務計画に変更を生じた場合も同様とする。

#### ② 業務報告書の作成、提出及び保管

民間事業者は、各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を作成し、以下のとおり保管又は提出すること。なお、これらの報告書は個別業務の監督職員の確認を得た後、第一研究業務推進部に提出し、確認をうけること。

なお、別紙仕様書7及び別紙仕様書8の業務については、イ及びウの作成は要しない。

ア. 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、翌日（当該翌日が研究所の所定休日（以下「休日」という。）の場合には、その直後の平日とする。）までに第一研究業務推進部に提出し、第一研究業務推進部の確認を受けること。第一研究業務推進部の確認を受けた後の業務日報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

イ. 民間事業者は、業務期間中、当月分に係る業務月報を、その月の翌月の5日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに第一研究業務推進部に提出すること。第一研究業務推進部の確認を受けた後の業務月報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

ウ. 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに、当該事業年度に係る施設管理等業務に関する年間総括報告書を第一研究業務推進部に提出すること。第一研究業務推進部の確認を受けた後の年間総括報告書は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

#### ③研究所の検査・監督体制

民間事業者からの報告等を受けるに当たり、研究所の検査・監督体制は次のとおりとする。

##### ア. 施設管理責任者

施設管理責任者（以下「責任者」という。）は、研究所つくばセンターの管理に関して責任を負うとともに、施設管理副責任者、施設管理検査職員及び施設管理監督職員を統括するものとし、研究所つくばセンター第一事業所管理監の職にある者をもって充てるものとする。

#### イ. 施設管理副責任者

施設管理副責任者（以下「副責任者」という。）は、施設管理責任者が不在であるときはその責務を代行することとし、研究所第一事業所第一研究業務推進部長の職にある者をもって充てるものとする。

#### ウ. 施設管理検査職員

施設管理検査職員（以下「検査職員」という。）は、民間事業者が実施した業務の質について検査することとし、以下の職にある者をもって充てるものとする。

- （ア）研究所第一研究業務推進部業務推進チーム長
- （イ）研究所第一研究業務推進部研究環境安全チーム長
- （ウ）広報部科学・技術コミュニケーション室長
- （エ）地質標本館企画運営グループ長

#### エ. 施設管理監督職員

施設管理監督職員（以下「監督職員」という。）は、民間事業者が行う事業について、必要な監督を行うものとし、その職務にある者については、本業務の契約期間が開始する前までに民間事業者に通知するものとする。変更がある場合も同様とする。

### （２）研究所による調査への協力

研究所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該施設管理等業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所若しくは事業実施場所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする者は、検査等を行う際には、当該立入検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### （３）指示について

研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。また、研究所は、本業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、随時民間事業者に指示を行うことができるものとする。

研究所による指示の経路については以下のとおりとする。

#### ① 総括管理業務実施者を通じた報告、指示

民間事業者から第一研究業務推進部への業務計画書・作業報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種の報告は、下記②の緊急時等を除き原則として総括管理業務実施者を通して行うものとする。第一研究業務推進部は、提出された各種書類及び各種の報告の内容について修正、追加、処置方法等について総括管理業務実施者に必要な指示を行うものとする。ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務の実施事業者が総括管理業務実施者を兼任している場合は、

総括管理業務実施者を通して受領・指示を行うものとみなすことができる。

## ② 緊急時等における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）には、個別業務の実施事業者は第一研究業務推進部に直接報告を行うことができる。また、緊急時等には、第一研究業務推進部は個別業務の実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合、個別業務の実施事業者は、総括管理業務実施者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

## （４）秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して研究所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

## （５）個人情報の保護

### ①基本的な考え方

民間事業者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務を実施するに当たって入手した個人情報の取扱いについては、個人の権利や利益を侵害することがないように、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）及び独立行政法人産業技術総合研究所個人情報保護規程（平成17年4月1日 17規程第30号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

### ②保有の制限

民間事業者は、本業務を実施するに当たって個人情報を保有するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### ③利用及び提供の制限

民間事業者は、研究所の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は他者に利用させてはならない。

### ④複写等の禁止

民間事業者は、研究所の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するに当たり研究所から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### ⑤報告

民間事業者は、個人情報の漏えい等が発生し、又は発生のある可能性があることを知った場合には、直ちに第一研究業務推進部に報告し、その指示に従うものとする。

なお、本業務が終了した後においても同様である。

### ⑥管理体制の整備

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、個人情報の管理に関する責任者を定めるなど管理体制を整備しなければならない。

### ⑦周知

民間事業者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本業務を実施するに当た

り知り得た個人情報等を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

#### (6) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

##### ①業務の開始及び中止

ア. 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ. 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を一時中断しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

##### ②公正な取扱い

ア. 民間事業者は、本業務の実施に当たって、研究所つくばセンターの利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ. 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行うほかの事業における利用の有無等により区別してはならない。

##### ③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務の仕様書に定めのあるものの他、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

##### ④宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

##### ⑤法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

##### ⑥安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

##### ⑦記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

##### ⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

##### ⑨権利義務の帰属等

ア. 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

##### ⑩再委託の取扱い

ア. 民間事業者（入札参加グループを含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。また、民間事業者は、企画書の提出前に、再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。

ウ. 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で研究所の承認を受けなければならない。

エ. 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ. 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、研究所との契約によらない自らの業務の禁止については、再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

カ. 再委託先の責めに帰すべき事由により増加費用又は損失等が生じた場合には、民間事業者（入札参加グループで参加している場合には代表者）の責めに帰すべき事由により増加費用又は損失等が生じたものとみなす。

#### ⑪契約変更

研究所は、業務期間中に研究所の施設等が更新等されることとなる場合又は実施要項等で研究所が提示した条件と異なることとなる場合には、民間事業者にその旨を通知するとともに、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

#### ⑫契約解除

研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア. 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

イ. 法第10条の規定により民間競争入札に参加するのに必要な資格の要件を満たさなくなったとき

ウ. 契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

エ. 上記ウ. に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

オ. 法律又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

カ. 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき

キ. 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

ク. 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ケ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

#### ⑬契約解除時の取扱い



ア. 上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、研究所は民間事業者に対し、当該解除の日までの当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる対価を支給する。

イ. 上記ア. の場合には、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として研究所の指定する期間内に納付しなければならない。

ウ. 研究所は、民間事業者が上記イの規定による金額を研究所の指定する期日までに支払わない場合には、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

エ. 研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### ⑭不可抗力免責・危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により本業務の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、研究所と協議する。

#### ⑮業務引継ぎの実施

業務期間の初日から確実に業務を遂行するため、本実施要項1. (1) ④のとおり業務引継ぎを実施すること。

#### ⑯契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と研究所が協議して決定するものとする。

### 9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項（法第14条第2項第10号関係）

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を与えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 研究所が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行ったときは、研究所は当該民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 当該民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

### 10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事（法第14条第2項第11号関係）

(1) 実施状況に関する調査の時期



内閣総理大臣が行う評価の時期（平成26年5月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、平成24年度及び25年度の各年度末時点における状況を調査するものとする。

## （２）調査の方法

研究所は、事業者が実施した施設管理等業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、本要項中に示した報告等を活用するとともに研究所による実施状況等の調査を行うものとする。

## （３）調査項目

①本実施要項1.（２）①において施設管理等業務の質として設定した項目

②別紙仕様書1から別紙仕様書9の仕様書に本実施要項1.（２）③での提案を反映し確定した業務の履行状況（実施回数、実現状況等）

## （４）実施状況の提出時期

研究所は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、（１）の評価を行うために平成26年4月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする

## （５）評価委員会の意見聴取

研究所は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、研究所に設置する本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

# 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第14条第2項第12号関係）

## （１）対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、本実施要項8.（１）に示す報告等を踏まえ、研究所において年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする（10.（４）により実施状況を提出する平成25年度分を除く）。

また、研究所は、民間事業者に対する会計規程等に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする

## （２）研究所の検査・監督体制

①本業務の契約に係る検査・監督体制は、契約担当職自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る検査・監督は、上記8.（１）③により行うこととする。

## （３）民間事業者が負う可能性がある主な責務等

### ①民間事業者の責務等

ア. 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ. 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ. 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

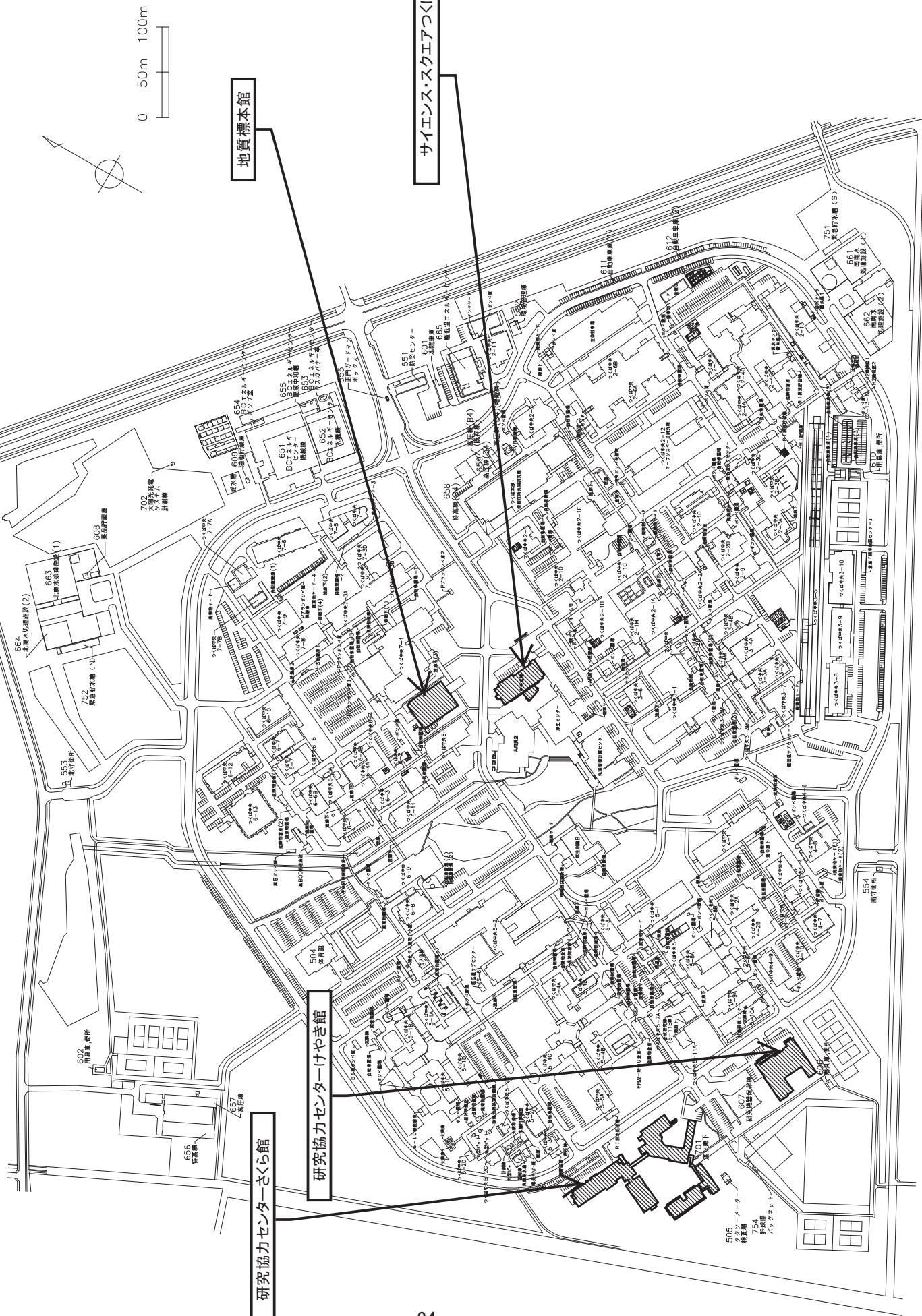
エ. 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

②会計検査について

民間事業者は、本業務の内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 2 2 条に該当する場合又は同法第 2 3 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認める場合には、同法第 2 5 条及び第 2 6 条により、会計検査院の実地の検査を受け、同院から直接又は研究所を通じて、資料・報告等の提出を求められ又は質問を受けることがある。

産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等の業務における  
民間競争入札実施要項 別紙等一覧

|             |                                  |         |
|-------------|----------------------------------|---------|
| 別紙 1        | 研究所の施設配置図 . . . . .              | 2 4     |
| 別紙 2        | 法定資格者一覧 . . . . .                | 2 9     |
| 別紙 3        | 業務実施責任者等の要件 . . . . .            | 3 0     |
| 別紙 4        | 評価表 . . . . .                    | 3 4     |
| 別紙 5        | 従来の実施状況に関する情報の開示 . . . . .       | 3 6     |
| 様式 1 ～ 様式 8 | 企画書の例 . . . . .                  | 4 9     |
| アンケート様式     | . . . . .                        | 6 2     |
| 別紙仕様書 1     | つくばセンター施設管理等業務の総括管理業務仕様書 . . . . | 6 6     |
| 別紙仕様書 2     | つくばセンター設備等維持管理業務仕様書 . . . . .    | 6 9     |
| 別紙仕様書 3     | つくばセンター警備業務仕様書 . . . . .         | 2 8 8 6 |
| 別紙仕様書 4     | 研究協力センター運営管理業務仕様書 . . . . .      | 2 9 1 2 |
| 別紙仕様書 5     | つくばセンター植栽管理業務仕様書 . . . . .       | 2 9 3 7 |
| 別紙仕様書 6     | つくばセンター建物等清掃業務仕様書 . . . . .      | 3 0 7 8 |
| 別紙仕様書 7     | サイエンス・スクエアつくば維持管理業務 . . . . .    | 3 2 2 4 |
| 別紙仕様書 8     | 地質標本館運営管理業務 . . . . .            | 3 2 2 8 |
| 別紙仕様書 9     | つくばセンター自動車運転・維持管理業務仕様書 . . . .   | 3 2 3 7 |

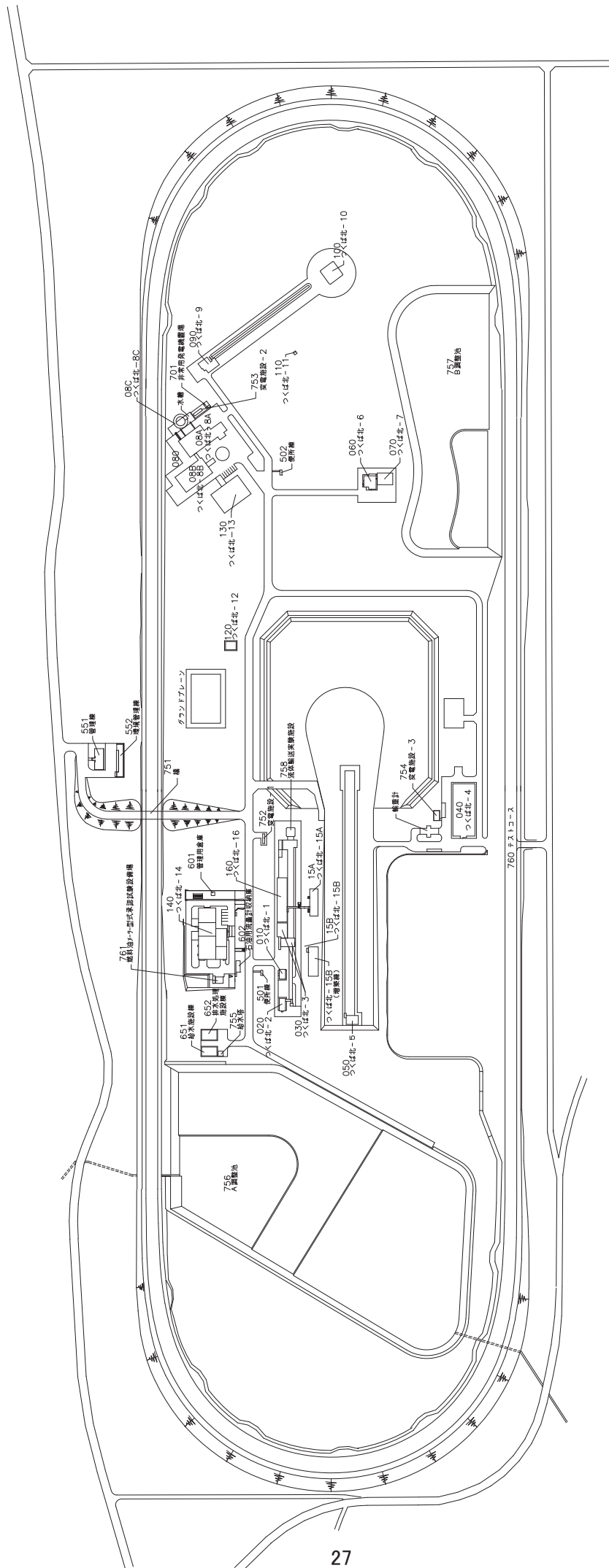
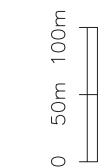


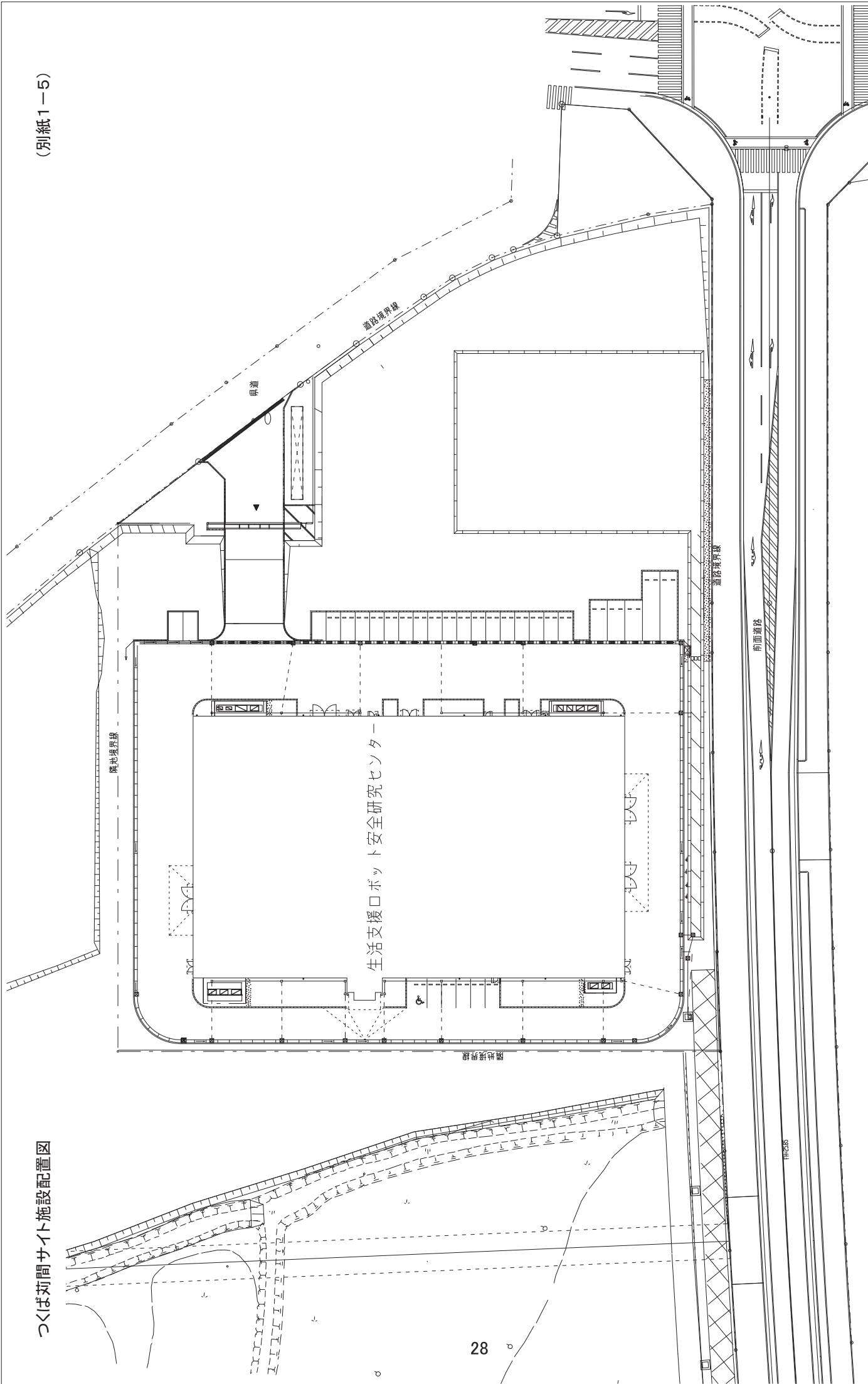












## 法定資格等一覧

## ア. つくばセンター施設管理等業務の総括管理業務

| 選定時期       | 担当業務 | 求められる資格等の名称 | 人数 |
|------------|------|-------------|----|
| 法定資格等は求めない |      |             |    |

## イ. つくばセンター設備等維持管理業務

| 選定期間   | 担当業務          |                | 求められる資格等の名称    | 人数  |
|--------|---------------|----------------|----------------|-----|
| 企画書提出時 | 設備等維持管理業務     | ボイラー取扱作業主任者    | 1級ボイラー技士       | 1   |
|        |               |                | 2級ボイラー技士       | 2以上 |
|        |               | 冷凍保安責任者        | 第1種冷凍機械責任者     | 2   |
|        |               | 危険物取扱者         | 危険物取扱者乙種第4類    | 5以上 |
|        |               | 危険物保安監督者       | 危険物取扱者乙種第1類    | 1   |
|        |               |                | 危険物取扱者乙種第4類    | 2   |
|        |               |                | 危険物取扱者乙種第6類    | 1   |
|        |               | 廃棄物処理施設技術管理者   | 産業廃棄物焼却施設技術管理者 | 1   |
|        |               | 建築物環境衛生管理技術者   | 建築物環境衛生管理技術者   | 1   |
|        |               | 第1種圧力容器取扱作業主任者 | 2級ボイラー技士       | 5以上 |
|        |               | 水道技術管理者        | 水道技術管理者        | 1   |
| 契約時    | 電気主任技術者       | 第2種電気主任技術者     | 1              |     |
|        | 無線従事者（業務用無線局） | 第二級陸上特殊無線技士    | 3              |     |
|        | 特定毒物研究者       | 特定毒物研究者        | 1              |     |

## ウ. つくばセンター警備業務

| 選定期間   | 担当業務 |               | 求められる資格等の名称      | 人数 |
|--------|------|---------------|------------------|----|
| 企画書提出時 | 警備業務 | 総括管理業務副責任者    | 警備員指導教育責任者資格者証1号 | 1  |
|        |      | 警備員           | 施設警備2級           | 7  |
|        |      | 警備員           | 陸上特殊無線技士三級以上     | 4  |
|        |      | 警備業(法人としての登録) | 都道府県公安委員会の登録     | —  |

## エ. 研究協力センター運営管理業務

| 選定時期 | 担当業務 | 求められる資格等の名称 | 人数 |
|------|------|-------------|----|
| —    | —    | —           | —  |

## オ. つくばセンター植栽管理業務

| 選定期間   | 担当業務   |            | 求められる資格等の名称         | 人数 |
|--------|--------|------------|---------------------|----|
| 企画書提出時 | 植栽管理業務 | 総括管理業務副責任者 | 一級造園施工管理技士及び一級造園技能士 | 1  |
| 契約時    |        | 除草剤管理責任者   | 毒物劇物取扱責任者           | 1  |

## カ. つくばセンター建物等清掃業務

| 選定時期   | 担当業務   |            | 求められる資格等の名称       | 人数 |
|--------|--------|------------|-------------------|----|
| 企画書提出時 | 建物清掃業務 | 総括管理業務副責任者 | 建築物環境衛生管理技術者国家資格者 | 1  |

## キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務

| 選定時期       | 担当業務 | 求められる資格等の名称 | 人数 |
|------------|------|-------------|----|
| 法定資格等は求めない |      |             |    |

## ク. 地質標本館運営管理業務

| 選定時期       | 担当業務 | 求められる資格等の名称 | 人数 |
|------------|------|-------------|----|
| 法定資格等は求めない |      |             |    |

## ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務

| 選定時期   | 担当業務         | 求められる資格等の名称 | 人数             |
|--------|--------------|-------------|----------------|
| 企画書提出時 | 自動車運転・維持管理業務 | 運転手         | 大型自動車免許<br>必要名 |

## 業務実施責任者等の要件

## ア. つくばセンター施設管理等業務の総括管理業務

|                   | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称 | 求められる資格等の名称                | 人数 | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間 |
|-------------------|--------|-------------|----------------------------|----|------|-----|------|
| 理 総<br>業 括<br>務 管 | 企画書提出時 | 総括管理業務責任者   | 資格等は求めない                   |    |      |     |      |
|                   |        | 総括管理業務副責任者  | 他の個別業務を兼務する場合は各個別業務に掲げる資格等 |    |      |     |      |

## イ. つくばセンター設備等維持管理業務

|           | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称                                       | 求められる資格等の名称                                                                                                                                                            | 人数                | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間       |
|-----------|--------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|-----|------------|
| 設備等維持管理業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者                                        | 1敷地に存在する建物の延べ床面積の合計が50,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文科学系のものは除く)における設備等の維持管理について5年以上の実績を有すること。また、設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師) | 1<br>(他の個別業務と兼務可) | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           |        | 業務責任者<br>(中央監視センター)                               |                                                                                                                                                                        | 1                 | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           |        | 各事業所等監視室主任者(北・南・西廃水処理施設を除く)                       | 設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)                                                                                           | 13                | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           |        | 各事業所等監視室主任者(北・南・西廃水処理施設のみ)                        | 廃水処理施設の運転・監視及び日常的な点検保守業務、分析業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者(保全技師)                                                                                   | 3                 | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           |        | 各事業所等監視室副主任者                                      | 設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保全技師補)                                                                                          | 16以上              | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           |        | 電気主任技術者                                           | 第2種電気主任技術者                                                                                                                                                             | 1                 | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           | 契約時    | 従事者<br>(中央監視センター、各事業所等)<br>(北・南・西廃水処理施設及び北サイトは除く) | 第2種電気主任技術者<br>(中央特高変電所に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                               | 1以上               | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30 |
|           |        |                                                   | 第3種電気主任技術者<br>(中央特高変電所及びBCエネルギーセンターを除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                      | 12以上              |      |     |            |
|           |        |                                                   | 第1種電気工事士<br>(A及び中央特高変電所に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                              | 2以上               |      |     |            |
|           |        |                                                   | 第2種電気工事士<br>(A及び中央特高変電所を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                  | 12以上              |      |     |            |
|           |        |                                                   | 1級ボイラー技士<br>(Aエネルギーセンターに、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                              | 1以上               |      |     |            |
|           |        |                                                   | 2級ボイラー技士<br>(A、BCエネルギーセンター及びA、中央特高変電所を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                    | 10以上              |      |     |            |
|           |        |                                                   | 水道技術管理者<br>(BCエネルギーセンターに、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                              | 1以上               |      |     |            |
|           |        |                                                   | 第1種冷凍機械責任者<br>(第2事業所に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                                 | 2以上               |      |     |            |
|           |        |                                                   | 第3種冷凍機械責任者<br>(第2事業所、BCエネルギーセンター及びA、中央特高変電所を除く各事業所等監視室毎に、いずれかの常駐従事者が有すればよい)                                                                                            | 10以上              |      |     |            |
|           |        |                                                   | 危険物取扱者乙種第4類<br>(中央監視センター及びA、中央特高変電所監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                              | 11以上              |      |     |            |
|           |        |                                                   | 第二級陸上特殊無線技士<br>(A、BCエネルギーセンター、中央特高変電所監視室の使用が有すればよい)                                                                                                                    | 3以上               |      |     |            |
|           |        |                                                   | エネルギー管理士<br>(中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                                | 1以上               |      |     |            |

|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|-----------|-----|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|----------------|
| 設備等維持管理業務 | 契約時 | 建築施工管理技士<br>(中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)                 | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30     |
|           |     | 電気施工管理技士<br>(中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)                 | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 管工事施工管理技士<br>(中央監視センターに、いずれかの従事者が有すればよい)                | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 建築物環境衛生管理技術者<br>(第一事業所に、いずれかの従事者が有すればよい)                | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 第2種電気工事士<br>(各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)              | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 危険物取扱者乙種第1類<br>(北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)               | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 危険物取扱者乙種第4類<br>(各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)           | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 危険物取扱者乙種第6類<br>(各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)           | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 水質関係第2種公害防止管理者<br>(各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)        | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 第2種酸素欠乏危険作業主任者<br>(各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)        | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | フォークリフト運転技能講習修了者<br>(各廃水処理施設監視室毎に、使用者が有すればよい)           | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 玉掛技能講習修了者<br>(各廃水処理施設監視室毎に、いずれかの従事者が有すればよい)             | 3以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 特定化学物質作業主任者<br>(北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)               | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 有機溶剤作業主任者<br>(北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)                 | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 大型自動車運転免許証取得者<br>(北廃水処理施設のみ、使用者が有すればよい)                 | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 産業廃棄物中間処理施設技術管理者<br>(北・南廃水処理施設に、使用者が有すればよい)             | 2以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
| 設備等維持管理業務 | 契約時 | 特定毒物研究者<br>(北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)                   | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             | 常勤   | 平日  | 8:30-17:30     |
|           |     | 産業廃棄物焼却施設技術管理者<br>(北廃水処理施設に、いずれかの従事者が有すればよい)            | 1以上                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     | 従事者<br>(つくば北サイト)                                        | 第1種電気工事士<br>(いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                                                                                                                   |      |     |                |
|           |     |                                                         | 水質関係第4種公害防止管理者<br>(いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                                                                                                             |      |     |                |
|           |     |                                                         | 危険物取扱者乙種第4類<br>(いずれかの従事者が有すればよい)                                                                                                                                                                                                                |      |     |                |
|           |     | 従事者<br>(中央監視センター、各事業所等)<br>(第一事業所、北・南・西廃水処理施設及び北サイトは除く) | 設備等の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者(保全技師補)                                                                                                                                                                   | 必要人数 | 常勤  | 平日 17:30-翌8:30 |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     | 休日 8:30-翌8:30  |
|           |     | 担当者                                                     | 【点検項目に応じて以下必要資格者を配置のこと】<br>第一種圧力容器取扱作業主任者<br>ボイラー技士<br>冷凍機保安責任者<br>消防設備士・消防設備点検資格者<br>危険物取扱者乙種4類及び地下タンク等定期点検技術者<br>消防設備点検資格者及び第一種自家用発電設備専門技術者<br>危険物取扱者・消防設備士又は消防設備点検資格者<br>計量事業所、環境計量士<br>第二種電気工事士<br>浄化槽管理士<br>昇降機検査資格者<br>局所排気装置定期自主検査者講習修了者 | 必要名  | 非常勤 | -              |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |
|           |     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |                |



## ウ. つくばセンター警備業務

|      | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称 | 求められる資格等の名称                                | 人数                | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間                                 |
|------|--------|-------------|--------------------------------------------|-------------------|------|-----|--------------------------------------|
| 警備業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者  | 警備員指導教育責任者資格者証1号を有し、かつ3年以上の施設警備の経験を有する者    | 1<br>(他の個別業務と兼務可) | 常勤   | 平日  | 8:30～17:30<br>17:30～翌8:30<br>休日:24時間 |
|      |        | 警備員         | 施設警備2級                                     | 7以上               | 常勤   | 毎日  | 8:00～翌8:00<br>(ローテーション勤務)            |
|      |        |             | 陸上特殊無線技士3級以上                               | 4以上               | 常勤   | 毎日  | 8:00～翌8:00<br>(ローテーション勤務)            |
|      | 契約時    | 警備員         | 警備業法施行規則第38条に規定する教育を受けた者。                  | 28以上              | 常勤   | 毎日  | 8:00～翌8:00<br>(ローテーション勤務)            |
|      |        |             | 3年以上の施設警備の経験を有し、かつ、平成23年4月1日現在で65歳以下であること。 | 警備員総数の1/3以上       | 常勤   | 毎日  | 8:00～翌8:00<br>(ローテーション勤務)            |

## エ. 研究協力センター運営管理業務

|                | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称 | 求められる資格等の名称                                                                  | 人数                | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間                  |
|----------------|--------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|-----|-----------------------|
| 研究協力センター運営管理業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者  | 運営管理業務全般につき、専門的知識と経験を持つ者<br>英検2級以上、若しくはそれ相当以上の語学力を持つ者<br>英語によるフロント業務に習熟している者 | 1<br>(他の個別業務と兼務可) | 常勤   | 平日  | 8:30～17:30            |
|                |        | フロント主任者     | フロント業務3年以上の経験を持つ者<br>英検2級以上、若しくはそれ相当以上の語学力を持つ者<br>英語によるフロント業務に習熟している者        | 2                 | 常勤   | 平日  | 8:30～17:30            |
|                | 契約時    | フロント業務要員    | 英語によるフロント業務を円滑に遂行できる者                                                        | 必要名               | 常勤   | 平日  | 8:30～17:30            |
|                |        | フロント業務要員    | 英語によるフロント業務を円滑に遂行できる者                                                        | 必要名               | 常勤   | 毎日  | 17:30～8:30            |
|                |        | フロント業務要員    | 英語によるフロント業務を円滑に遂行できる者                                                        | 必要名               | 常勤   | 土日祝 | 8:30～17:30            |
|                | 企画書提出時 | 客室整備業務主任者   | ベッドメイキング業務の経験を有する者                                                           | 1                 | 常勤   | 毎日  | 9:30～16:00            |
|                | 契約時    | 客室整備業務要員    | ベッドメイキング業務の経験を有する者                                                           | 必要名               | 非常勤  | 随時  | 9:30～16:00<br>の時間内で適宜 |
|                | 企画書提出時 | 清掃業務主任者     | ビルクリーニング技能士3年以上の経験者、若しくは清掃業務3年以上の経験者                                         | 1                 | 常勤   | 平日  | 8:00～17:00            |

## オ. つくばセンター植栽管理業務

|        | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称 | 求められる資格等の名称         | 人数                | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間 |
|--------|--------|-------------|---------------------|-------------------|------|-----|------|
| 植栽管理業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者  | 一級造園施工管理技士及び一級造園技能士 | 1<br>(他の個別業務と兼務可) | 非常勤  | —   | —    |
|        | 契約時    | 除草剤管理責任者    | 毒物劇物取扱責任者           | 1                 | 非常勤  | —   | —    |

## カ. つくばセンター建物等清掃業務

|         | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称 | 求められる資格等の名称                       | 人数                | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間       |
|---------|--------|-------------|-----------------------------------|-------------------|------|-----|------------|
| 建物等清掃業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者  | 建築物環境衛生管理技術者国家資格者<br>清掃実務経験3年以上の者 | 1<br>(他の個別業務と兼務可) | 常勤   | 平日  | 8:30～17:15 |
|         |        | 業務責任者       | 清掃実務経験3年以上の者                      | 6                 | 常勤   | 平日  | 8:30～17:15 |
|         |        | 主任者         | 清掃実務経験3年以上の者                      | 17                | 常勤   | 平日  | 8:30～17:15 |
|         | 契約時    | 清掃員         | 心身共に健康な実務経験を有する者                  | 29                | 常勤   | 平日  | 8:30～17:15 |

## キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務

|        | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称                | 求められる資格等の名称               | 人数   | 勤務形態 | 勤務日  | 勤務時間       |
|--------|--------|----------------------------|---------------------------|------|------|------|------------|
| 維持管理業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者<br>(他の個別業務と兼務可) | 英語による日常会話ができる者<br>類似業務の経験 | 2～3※ | 常勤   | 火～日曜 | 9:00～17:30 |
|        |        | 受付・展示案内業務従事者               |                           |      |      |      |            |

※夏休み期間中は3ポスト、それ以外は2ポスト

## ク. 地質標本館維持管理業務

|        | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称                | 求められる資格等の名称         | 人数 | 勤務形態 | 勤務日  | 勤務時間       |
|--------|--------|----------------------------|---------------------|----|------|------|------------|
| 維持管理業務 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者<br>(他の個別業務と兼務可) | 英語による日常会話ができる者      | 2  | 常勤   | 火～日曜 | 8:30～17:15 |
|        |        | 受付管理業務従事者                  |                     |    |      |      |            |
|        |        | 展示設備等保守管理業務従事者             | 電気設備関連業務、OA機器操作等の経験 | 1  |      |      |            |
|        |        | 清掃業務従事者                    | 資格等は求めない            | 1  |      |      |            |

## ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務

|                         | 選定期間   | 業務実施責任者等の名称 | 求められる資格等の名称                          | 人数                            | 勤務形態 | 勤務日 | 勤務時間 |
|-------------------------|--------|-------------|--------------------------------------|-------------------------------|------|-----|------|
| 自動車<br>管理運<br>業務・<br>維持 | 企画書提出時 | 総括管理業務副責任者  | 大型自動車免許<br>乗用車及びバスで企業等において送迎運転経験1年以上 | 1<br>(他の<br>個別業<br>務と兼<br>務可) | 常勤   | 平日  | －    |
|                         |        | 運転手         |                                      | 必要名                           | 常勤   | 平日  | －    |

※これらの者は、原則として民間事業者と雇用関係がある者とする。

※「企画書提出時」と記載されたものについては、入札書類に当該資格等を有することを証する書類を添付すること。

※「契約時」と記載されたものについては、契約時まで当該資格等を有する者を選任すること。

| 実施<br>区分<br>要<br>項         | 業務区分                              |                                                                                                                                                                                       | 項番                                                                              | 基準評価項目     | 主となる<br>評価対象資料 | 配点区分<br>(※重要度に応じて定める) |     | 得点 |
|----------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|-----------------------|-----|----|
|                            | 実施要項区分                            |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                | 基礎点                   | 加算点 |    |
| 必須項目<br>審査                 | 業務共通                              |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            | 1)実施体制                            | 1                                                                                                                                                                                     | 各業務の業務水準が維持される体制であること。<br>(入札参加グループで参加する場合、代表者と代表者以外への入札参加グループ員の連携が可能な体制であること。) | 【様式1】【様式4】 | 100点           | －                     |     |    |
|                            |                                   | 2                                                                                                                                                                                     | 各業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されていること。                                                   | 【様式4】      | 100点           | －                     |     |    |
|                            | 2)業務に対する認識                        | 3                                                                                                                                                                                     | 各業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっていること。                                                | 【様式3】      | 100点           | －                     |     |    |
|                            |                                   | 4                                                                                                                                                                                     | 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられていること。                                                 | 【様式3】      | 100点           | －                     |     |    |
|                            | 3) 現行基準レベルの質の確保                   | 5                                                                                                                                                                                     | 本業務全般及び各業務の提案内容は、研究所が要求する水準を確保するものであること。                                        | 【様式5】      | 100点           | －                     |     |    |
| 加<br>点<br>項<br>目<br>審<br>査 | 施設管理等業務全般に係る業務に関する提案と総括管理業務に対する提案 |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            |                                   | 6                                                                                                                                                                                     | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。               | 【様式6】【様式7】 | －              | 4点                    |     |    |
|                            |                                   | 7                                                                                                                                                                                     | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                                        | 【様式6】【様式7】 | －              | 4点                    |     |    |
|                            |                                   | 8                                                                                                                                                                                     | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。                          | 【様式6】【様式7】 | －              | 4点                    |     |    |
|                            |                                   | 9                                                                                                                                                                                     | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                                             | 【様式6】【様式7】 | －              | 4点                    |     |    |
|                            |                                   | 10                                                                                                                                                                                    | 関連する付加的なサービスに関する提案(例：産総研ノベルティグッズの製作・販売 等)                                       | 【様式6】【様式7】 | －              | 4点                    |     |    |
|                            | つくばセンター設備等維持管理業務                  |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            |                                   | 11                                                                                                                                                                                    | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。               | 【様式6】【様式7】 | －              | 20点                   |     |    |
|                            |                                   | 12                                                                                                                                                                                    | 予防保全などの科学的・合理的な管理手法が導入されているか。                                                   | 【様式6】【様式7】 | －              | 20点                   |     |    |
|                            |                                   | 13                                                                                                                                                                                    | 修繕業務について、調達及び支払等の会計手続における不正防止体制が確保されているか。                                       | 【様式6】【様式7】 | －              | 20点                   |     |    |
|                            |                                   | 14                                                                                                                                                                                    | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                                        | 【様式6】【様式7】 | －              | 20点                   |     |    |
|                            |                                   | 15                                                                                                                                                                                    | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。                          | 【様式6】【様式7】 | －              | 20点                   |     |    |
|                            |                                   | 16                                                                                                                                                                                    | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                                             | 【様式6】【様式7】 | －              | 30点                   |     |    |
|                            |                                   | 17                                                                                                                                                                                    | 省エネルギー、環境保全のための方策が明記されているか。                                                     | 【様式6】【様式7】 | －              | 30点                   |     |    |
|                            | つくばセンター警備業務                       |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            |                                   | 18                                                                                                                                                                                    | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。               | 【様式6】【様式7】 | －              | 10点                   |     |    |
|                            |                                   | 19                                                                                                                                                                                    | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                                        | 【様式6】【様式7】 | －              | 10点                   |     |    |
|                            |                                   | 20                                                                                                                                                                                    | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。                          | 【様式6】【様式7】 | －              | 10点                   |     |    |
|                            |                                   | 21                                                                                                                                                                                    | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                                             | 【様式6】【様式7】 | －              | 10点                   |     |    |
|                            | 研究協力センター運営管理業務                    |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            | 22                                | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。                                                                                                                     | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 23                                | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                                                                                                                                              | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 24                                | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。                                                                                                                                | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 25                                | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                                                                                                                                                   | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
| つくばセンター植栽管理業務              |                                   |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            | 26                                | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。                                                                                                                     | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 27                                | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                                                                                                                                              | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 28                                | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。                                                                                                                                | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 29                                | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                                                                                                                                                   | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
| つくばセンター建物等清掃業務             |                                   |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            | 30                                | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。                                                                                                                     | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 31                                | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                                                                                                                                              | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 32                                | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。                                                                                                                                | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 33                                | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                                                                                                                                                   | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
| サイエンス・スクエアつくば維持管理業務        |                                   |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            | 34                                | 顧客満足度の向上等に対する改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。（例：来場者数（特にリピーター）を増やすための工夫、子供にも分かりやすく展示物の説明をする工夫 等）                                                                | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 35                                | 業務コスト等削減のための方策が提案されているか。（例：予約の受付・管理を効率的に行う工夫 等）                                                                                                                                       | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
| 地質標本館運営管理業務                |                                   |                                                                                                                                                                                       |                                                                                 |            |                |                       |     |    |
|                            | 36                                | 顧客満足度の向上及び常設展示施設としての維持管理に対する改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。<br>(例：地質情報を用いた有料領布品の開発・制作及び展示販売方法、運営管理業務一体による顧客への案内及び対応による見学環境整備、来館者（リピーターを含む）増への対応、展示物の維持管理方法 等) | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |
|                            | 37                                | 業務コスト等削減のための方策が提案されているか。                                                                                                                                                              | 【様式6】【様式7】                                                                      | －          | 5点             |                       |     |    |

| 実<br>区<br>施<br>分<br>要<br>項 | 業務区分                  |    | 項番                                                                | 基準評価項目     | 主となる<br>評価対象資料 | 配点区分<br>(※重要度に応じて定める) |     | 得点 |
|----------------------------|-----------------------|----|-------------------------------------------------------------------|------------|----------------|-----------------------|-----|----|
|                            | 実施要項区分                |    |                                                                   |            |                | 基礎点                   | 加算点 |    |
|                            | つくばセンター自動車運転・維持管理業務   |    |                                                                   |            |                |                       |     |    |
|                            |                       | 38 | 質の向上に対して具体的な提案があり、その実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらを実施する体制が確保されているか。 | 【様式6】【様式7】 | －              | 2点                    |     |    |
|                            |                       | 39 | 業務従事者の業務遂行能力向上のために、社内教育及び研修等について明記しているか。                          | 【様式6】【様式7】 | －              | 2点                    |     |    |
|                            |                       | 40 | 改善提案の内容が研究所にとって有効かつ妥当なものであり、実施についての具体的な方法、計画が明記されているか。            | 【様式6】【様式7】 | －              | 3点                    |     |    |
|                            |                       | 41 | 業務コスト等削減のための提案について、具体的な手法が明記されているか。                               | 【様式6】【様式7】 | －              | 3点                    |     |    |
| 加<br>点<br>項<br>目<br>審<br>査 | 緊急時及び非常時対応についての考え方・体制 |    |                                                                   |            |                |                       |     |    |
|                            |                       | 42 | 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。                                  | 【様式8】      | －              | 10点                   |     |    |
|                            |                       | 43 | 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的であるか。                                  | 【様式8】      | －              | 10点                   |     |    |
|                            |                       | 44 | 緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか。                                       | 【様式8】      | －              | 10点                   |     |    |
|                            |                       | 45 | トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。                    | 【様式8】      | －              | 10点                   |     |    |
| 合計点                        |                       |    |                                                                   |            |                |                       |     |    |

## 従来の実施状況に関する情報の開示

| 1 従来の実施に要した経費 |        |         | (単位:千円)   |           |           |
|---------------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|
|               |        |         | 平成20年度    | 平成21年度    | 平成22年度    |
|               | 人件費    | 常勤職員    | 0         | 0         | 0         |
|               |        | 非常勤職員   | 0         | 0         | 0         |
|               | 物件費    |         | 0         | 0         | 0         |
|               | 委託費等   | 委託費定額部分 | 2,661,163 | 2,666,979 | 2,671,111 |
|               |        | 成果報酬等   | 0         | 0         | 0         |
|               |        | 旅費その他   | 0         | 0         | 0         |
|               | 計(a)   |         | 2,661,163 | 2,666,979 | 2,671,111 |
| 参考値<br>(b)    | 減価償却費  | 0       | 0         | 0         |           |
|               | 退職給付費用 | 0       | 0         | 0         |           |
|               | 間接部門費  | 0       | 0         | 0         |           |
| (a)+(b)       |        |         | 2,661,163 | 2,666,979 | 2,671,111 |

### (注記事項)

- 委託費の内訳は、別紙のとおり。
- 民間事業者が業務を実施するために必要な経費は、全て上記に含まれている。
- 外部委託を実施している事業の成果報酬等の支払い条件はない。
- 委託費の主な増減理由は以下のとおり。
  - 金額の増減は、原則として入札の結果によるもの。
  - つくばセンター警備業務の平成22年度の増額は、警備体制強化によるもの。
  - つくばセンター設備等維持管理業務のうち、22年度に係る北・南・西処理施設ホップ設備点検及び北処理施設特殊研究廃水焼却処理設備点検の支払額が(0)となっているのは、点検周期の見直しにより実施しなかったことによるもの。
- 別紙(直近の契約状況について)に記載する複数年契約の額が平成22年度の委託費(支払額)の2倍と一致しないのは、点検周期の見直し等の業務内容に変更が生じたことによるもの。



別紙(委託費の内訳及び契約の変遷)

(単位:千円)

| 20年度契約件名               | 支払額       | 備考 | 21年度契約件名              | 支払額       | 備考                        | 22年度契約件名                     | 支払額       | 備考                        |
|------------------------|-----------|----|-----------------------|-----------|---------------------------|------------------------------|-----------|---------------------------|
| イ. つくばセンター設備等維持管理業務    |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| つくばセンター設備等維持管理業務       | 1,623,042 |    | つくばセンター設備等維持管理業務      | 2,019,717 | 21年度からつくばセンター設備等維持管理業務に統合 | つくばセンター設備等維持管理業務             | 2,182,377 | 22年度からつくばセンター設備等維持管理業務に統合 |
| 修繕業務                   | 325,739   |    | 修繕業務                  | (341,479) |                           | 修繕業務                         | (350,036) |                           |
| 船橋サイト消防設備点検            | 58        |    | 船橋サイト消防設備点検           | 58        |                           | 船橋サイト消防設備点検                  | (5)       |                           |
| つくばセンターエレベーター保守点検      | 58,513    |    | つくばセンターエレベーター保守点検     | 58,235    |                           | つくばセンターエレベーター保守点検            | (50,803)  |                           |
| つくばセンタークレーン点検          | 13,644    |    | つくばセンタークレーン点検         | 11,529    |                           | つくばセンタークレーン点検                | (11,013)  |                           |
| つくばセンター液化窒素貯槽他定期検査     | 8,085     |    | つくばセンター液化窒素貯槽他定期検査    | 7,403     |                           | つくばセンター液化窒素貯槽他定期検査           | (7,805)   |                           |
| つくばセンタースクラバー等定期自主検査    | 31,332    |    | つくばセンタースクラバー等定期自主検査   | 41,979    |                           | つくばセンタースクラバー等定期自主検査          | (52,771)  |                           |
| NAS電池遠隔監視及び点検          | 4,295     |    | NAS電池遠隔監視及び点検         | 4,295     |                           | NAS電池遠隔監視及び点検                | (17,023)  |                           |
| 北・南・西処理施設ホップ設備点検       | 0         |    | 北・南・西処理施設ホップ設備点検      | 3,498     |                           | 北・南・西処理施設ホップ設備点検             | (0)       |                           |
| 北処理施設特殊研究廃水焼却処理設備点検    | 5,953     |    | 北処理施設特殊研究廃水焼却処理設備点検   | 5,460     |                           | 北処理施設特殊研究廃水焼却処理設備点検          | (0)       |                           |
| つくば中央2-13棟水素発生装置点検保守   | 11,025    |    | つくば中央2-13棟水素発生装置点検保守  | 10,605    |                           | つくば中央2-13棟水素発生装置点検保守         | (15,543)  |                           |
| つくばセンター防災監視設備及び無線設備点検  | 52,500    |    | つくばセンター防災監視設備点検保守     | 41,328    |                           | つくばセンター防災監視設備及び無線設備点検        | (43,050)  |                           |
| 小計                     | 2,134,186 |    | 小計                    | 2,204,107 |                           | 小計                           | 2,182,377 |                           |
| ウ. つくばセンター警備業務         |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| つくばセンター警備業務            | 252,914   |    | つくばセンター警備業務           | 234,150   |                           | つくばセンター警備業務                  | 264,691   |                           |
| エ. 研究協力センター営管理業務       |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| 研究協力センター運営管理業務         | 79,275    |    | 研究協力センター建物等総合運営管理業務   | 71,295    |                           | 研究協力センター建物等総合運営管理業務          | 76,646    |                           |
| オ. つくばセンター植栽管理業務       |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| つくばセンター植栽管理業務          | 72,975    |    | つくばセンター植栽管理業務         | 53,536    |                           | つくばセンター植栽管理業務                | 61,215    |                           |
| カ. つくばセンター建物等清掃        |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| つくばセンター庁舎清掃            | 88,155    |    | つくばセンター庁舎清掃           | 71,197    |                           | つくばセンター庁舎清掃                  | 54,117    |                           |
| キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務 |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| サイエンス・スクエアつくば案内維持管理業務  | 11,550    |    | サイエンス・スクエアつくば案内維持管理業務 | 12,600    |                           | サイエンス・スクエアつくば受付、展示案内及び運営補助業務 | 12,137    |                           |
| ク. 地質標本館運営管理業務         |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| 地質標本館維持管理業務            | 10,500    |    | 地質標本館維持管理業務           | 10,500    |                           | 地質標本館維持管理業務                  | 11,419    |                           |
| ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務 |           |    |                       |           |                           |                              |           |                           |
| つくばセンター自動車運転管理業務       | 11,608    |    | つくばセンター自動車維持管理業務      | 9,594     |                           | つくばセンター自動車維持管理業務             | 8,509     |                           |
| 合計                     | 2,661,163 |    | 合計                    | 2,666,979 |                           | 合計                           | 2,671,111 |                           |

※端数処理のため数値が一致しない。

別紙(直近の契約状況について)

(単位: 円)

（単位：円）

| 業務名                 | 年度     | 平成22年度        | 平成23年度     | 備考                 |
|---------------------|--------|---------------|------------|--------------------|
| つくばセンター設備等維持管理業務    | 当初契約金額 | 4,869,272,500 |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |
| つくばセンター警備業務         | 当初契約金額 | 447,000,000   |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |
| 研究協力センター運営管理業務      | 当初契約金額 | 153,291,600   |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |
| つくばセンター植栽管理業務       | 当初契約金額 | 130,200,000   |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |
| つくばセンター建物等清掃業務      | 当初契約金額 | 112,000,000   |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |
| サイエン・スクエアつくば維持管理業務  | 当初契約金額 | 12,600,000    | 12,600,000 | 22, 23年度それぞれ単年度契約  |
| 地質標本館運営管理業務         | 当初契約金額 | 23,269,680    |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |
| つくばセンター自動車運転・維持管理業務 | 当初契約金額 | 14,456,673    |            | 22, 23年度分の2年間複数年契約 |

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

|       | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 常勤職員  | 0      | 0      | 0      |
| 非常勤職員 | 0      | 0      | 0      |

(業務従事者に求められる知識・経験等)

従来、業務従事者に求められている知識・経験等は以下のとおり(平成23年度)。

(イ. つくばセンター設備等維持管理業務)

&lt;競争参加資格&gt;

1. 平成11年度以降に次の基準を満たす実績を有すること。

(1) 単体又は共同企業体の代表者

1敷地に存在する建物の延べ床面積の合計が50,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文科学系のものは除く)における設備等の維持管理について5年以上の実績を有すること。

(2) 共同企業体の構成員(共同企業体を構成する場合)

1敷地に存在する建物の延べ床面積の合計が15,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文科学系のものは除く)における設備等の維持管理について5年以上の実績を有すること。なお、類似施設とは、患者20人以上の収容施設を有する病院の手術室を有する棟並びに大学及び大学又は大学院に相当する教育を行うと認められた教育施設の研究実験棟を指すものとする。

2. つくば市又はつくば市近郊に本社、支社又は営業所等の事務所を有していること。

3. 広域ビル管理システム(管理点数10,000点以上)による設備等維持管理業務の経験を有すること。(共同企業体の場合は代表者の業務経験)

4. JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)を認証取得していること。また、登録活動範囲に、設備等維持管理業務の提供が含まれていること。

5. 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

&lt;仕様書&gt;

1. 従事者の経験・資格

請負者は、表1及び表2で定める従事者以外の従事者については、業務遂行に必要な経験、学歴及び実務能力を有する者を配置すること。

表1 必要資格者(法定従事者)

| 届出名称           | 資格名称             | 該当建物                         |
|----------------|------------------|------------------------------|
| ボイラー取扱作業主任者    | 1級ボイラー技士         | Aエネルギーセンター                   |
|                | 2級ボイラー技士         | つくば中央第2事業所(電気ボイラー) 2-11      |
|                | 〃                | つくば中央第6事業所(電気ボイラー) 6-6       |
|                | 〃                | つくば中央第6事業所(電気ボイラー) 6-7       |
| 冷凍保安責任者        | 第1種冷凍機械責任者(正)(副) | つくば中央第2事業所(本部・情報棟)           |
| 危険物取扱者         | 危険物取扱者乙種第4類      | BCエネルギーセンター地下タンク貯蔵所(屋外)      |
|                | 〃                | BCエネルギーセンター屋内タンク貯蔵所(サービスタンク) |
|                | 〃                | 北廃水処理施設地下タンク貯蔵所(屋外)          |
|                | 〃                | 中央本館地下タンク貯蔵所(屋外)             |
|                | 〃                | Aエネルギーセンター危険物一般取扱所(1階機械室)    |
|                | 〃                | つくば中央2-1E棟地下タンク貯蔵所(屋外)       |
|                | 〃                | つくば中央2-2棟地下タンク貯蔵所(屋外)        |
|                | 〃                | つくば中央2-6棟地下タンク貯蔵所(屋外)        |
|                | 〃                | つくば中央2-13棟地下タンク貯蔵所(屋外)       |
|                | 〃                | つくば中央3-1棟地下タンク貯蔵所(屋外)        |
|                | 〃                | つくば中央7-3C棟地下タンク貯蔵所(屋外)       |
|                | 〃                | つくば東-1B棟地下タンク貯蔵所(屋外)         |
|                | 〃                | つくば東-2B棟地下タンク貯蔵所(屋外)         |
|                | 〃                | つくば東-3E棟地下タンク貯蔵所(屋外)         |
|                | 〃                | つくば西-1棟地下タンク貯蔵所(屋外)          |
| 危険物保安監督者       | 危険物取扱者乙種第1類      | 北廃水処理施設屋内貯蔵所(危険物倉庫)          |
|                | 危険物取扱者乙種第4類      | 北廃水処理施設屋内貯蔵所(危険物倉庫)          |
|                | 危険物取扱者乙種第6類      | 北廃水処理施設屋内貯蔵所(危険物倉庫)          |
|                | 危険物取扱者乙種第4類      | Aエネルギーセンター地下タンク貯蔵所(屋外)       |
| 無線従事者          | 2級特殊無線技士         | BCエネルギーセンター                  |
|                | 2級特殊無線技士         | Aエネルギーセンター                   |
|                | 2級特殊無線技士         | 中央特高受変電所                     |
| 廃棄物処理施設技術管理者   | 産業廃棄物焼却施設技術管理者   | 北廃水処理施設                      |
| ビル管理技術者        | 建築物環境衛生管理技術者     | つくば中央第1事業所中央本館               |
|                | 〃                | つくば中央第1事業所共用講堂               |
| 第1種圧力容器取扱作業主任者 | 2級ボイラー技士         | つくば中央第2事業所                   |

|                                        |             |                |
|----------------------------------------|-------------|----------------|
|                                        | 〃           | つくば中央第3事業所     |
|                                        | 〃           | つくば中央第6事業所     |
|                                        | 〃           | つくば中央第7事業所     |
|                                        | 〃           | つくば西事業所        |
| 水道技術管理者                                | 実務経験又は講習修了者 | BCエネルギーセンター    |
| 電気主任技術者※                               | 第2種電気主任技術者  | つくば中央地区・つくば東地区 |
| ※自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務を行うこと。 |             |                |

表2 常駐従事者の資格

| 区分                            | 資格名称             | 備考                |
|-------------------------------|------------------|-------------------|
| 中央監視センター                      | 第3種電気主任技術者       |                   |
|                               | 第2種電気工事士         |                   |
|                               | 2級ボイラー技士         |                   |
|                               | 第3種冷凍機械責任者       |                   |
|                               | 危険物取扱者乙種第4類      |                   |
|                               | 2級特殊無線技士         |                   |
|                               | エネルギー管理員         |                   |
|                               | 建築施工管理技士         |                   |
|                               | 電気施工管理技士         |                   |
|                               | 管工事施工管理技士        |                   |
| つくば中央1～7事業所<br>東事業所<br>西事業所   | 第3種電気主任技術者       |                   |
|                               | 第1種電気工事士         |                   |
|                               | 第2種電気工事士         |                   |
|                               | 2級ボイラー技士         |                   |
|                               | 第1種冷凍機械責任者       | 第2事業所のみ           |
|                               | 第2種冷凍機械責任者       |                   |
|                               | 第3種冷凍機械責任者       |                   |
|                               | 危険物取扱者乙種第4類      |                   |
|                               | 建築物環境衛生管理技術者     | 中央本館・共用講堂のみ       |
|                               | エネルギー管理員         |                   |
| Aエネルギーセンター<br>BCエネルギーセンター     | 1級ボイラー技士         | Aエネルギーセンターのみ      |
|                               | 2級ボイラー技士         | Aエネルギーセンターのみ      |
|                               | 第3種冷凍機械責任者       | Aエネルギーセンターのみ      |
|                               | 第3種電気主任技術者       |                   |
|                               | 第1種電気工事士         |                   |
|                               | 第2種電気工事士         |                   |
|                               | 2級特殊無線技士         |                   |
|                               | エネルギー管理員         |                   |
| 中央特高受変電所<br>A特高受変電所           | 第2種電気主任技術者       |                   |
|                               | 第3種電気主任技術者       |                   |
|                               | 第1種電気工事士         |                   |
|                               | 第2種電気工事士         |                   |
|                               | 2級特殊無線技士         |                   |
|                               | エネルギー管理員         |                   |
| 北廃水処理施設<br>南廃水処理施設<br>西廃水処理施設 | 第2種電気工事士         |                   |
|                               | 危険物取扱者乙種第1類      | 北廃水処理施設のみ         |
|                               | 危険物取扱者乙種第4類      |                   |
|                               | 危険物取扱者乙種第6類      |                   |
|                               | 水質関係第2種公害防止管理者   |                   |
|                               | 第2種酸素欠乏危険作業主任者   |                   |
|                               | フォークリフト運転技能講習修了者 |                   |
|                               | 玉掛技能講習修了者        |                   |
|                               | 特定化学物質作業主任者      | 北廃水処理施設のみ         |
|                               | 有機溶剤作業主任者        | 北廃水処理施設のみ         |
|                               | 大型自動車運転免許証取得者    | 北廃水処理施設のみ         |
|                               | 産業廃棄物中間処理施設技術管理者 | 北廃水処理施設・南廃水処理施設のみ |
|                               | 産業廃棄物焼却施設技術管理者   | 北廃水処理施設のみ         |
|                               | エネルギー管理員         |                   |
| つくば北サイト                       | 第1種電気工事士         |                   |
|                               | 水質関係第4種公害防止管理者   |                   |
|                               | 危険物取扱者乙種第4類      |                   |
|                               | エネルギー管理員         |                   |

(ウ. つくばセンター警備業務)

＜競争参加資格＞

- 過去5年以内に、次の基準を満たす警備業務実績を有すること。  
警備業法第2条第1項第1号に基づき敷地200,000㎡以上、建物の延べ床面積の合計が50,000㎡以上の研究施設又は類似施設(いずれも人文学系のもは除く)の敷地警備について3年以上の実績を有すること。なお、類似施設とは、患者20人以上の収容施設を有する病院の手術室を有する棟並びに大学及び大学又は大学院に相当する教育を行うと認められた教育施設の研究実験棟を指すものとする。
- つくば市又はつくば市近郊に本社、支社又は営業所等の事務所を3年以上有していること。
- 警備行法第4条に基づく認定を受けていること。
- 支社、支店又は営業所等がISO9001の認定登録業者でJIS Q9001:2000 (ISO9001:2000) を承認取得していること。また登録活動範囲に警備業務の提供が含まれていること。

＜仕様書＞

1. 警備責任者は、警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する「警備員指導教育責任者資格者証」の交付を受けた者とする。
2. 防災センター及び東地区・西地区・北地区守衛所ごとに、常駐警備2級以上の資格を有する者を1名以上配置すること。
3. 防災センターに特殊無線技師(陸上特殊無線技師又は無線電話乙)の資格を有する警備員を24時間配置すること。
4. 従事予定の警備員及び従事予定の受付員名簿(警備員のうち三分の一については、3年以上の施設警備の経験を有し、かつ平成22年4月1日現在で65歳以下であること。

(エ. 研究協力センター運営管理業務)

＜競争参加資格＞

1. ISO9001の認定登録業者で、登録活動範囲が「宿泊施設付研修所の清掃業務の提供」であること。
2. 客室100室以上、建屋延面積10,000㎡以上の契約実績があること。

＜仕様書＞

1. 管理責任者3年以上の経験者で英検2級以上、若しくはそれ相当以上の語学力をもち、英語によるフロント業務に習熟している管理主任

(オ. つくばセンター植栽業務)

＜競争参加資格＞

1. JISQ9001:2000 (ISO9001:2000)又はJISQ9001:2008(ISO9001:2008)のいずれかを認証取得していること。
2. 登録活動範囲に造園及び維持管理が含まれていること。

＜仕様書＞

1. 作業責任者は、一級造園施行管理技士及び一級造園技能士の資格を有する者とする。
2. 除草剤散布作業の責任者は、毒物劇物取扱責任者の資格を有する者とする。

(カ. つくばセンター建物等清掃業務)

＜競争参加資格＞

1. ISO9001及びISO14001の認定登録業者で、登録活動範囲が「建築物清掃業務の提供等」であること。
2. 過去5年(平成17～21年度)以内に2年以上、官公庁、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国公立病院、同大学等の庁舎清掃を請け負い、1年において延床面積7,600,000㎡以上の契約実績があること。

＜仕様書＞

1. 総責任者は、厚生労働大臣の指定する建築物環境衛生管理技術者国家試験に合格していること。
2. 現場責任者は実務経験3年以上の者であること。
3. 請負業者は心身共に健康な実務経験を有する者を作業員として従事させること。

(キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務)

＜仕様書＞

・受付、展示案内業務従事者は、英会話の能力を有し、日本語及び英語による案内、展示品解説及びデモ操作ができること。また、類似業務についての経験があること。

(ク. 地質標本館運営管理業務)

＜仕様書＞

1. 外国人来館者(H22年度約1100人)への対応として、日常的な英会話ができること。
2. OA機器、展示施設の点検維持業務にかかわるため、電気設備関連業務、OA機器操作等の経験を有すること。

(ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務)

＜競争参加資格＞

1. 自動車運転管理業務についての十分な請負実績を持つと共に、要人等の乗車に係わる車両運行の経験を有すること。

＜仕様書＞

1. 運転手は大型免許の交付を受けた者であって、乗用車及びバスで企業等役員送迎運転経験1年以上の者であること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

年間を通して大きな繁閑の差はない。ただし、「サイエンス・スクエアつくば維持管理業務」においては以下のとおり。

・繁忙期は、土曜、日曜、祝日、春休み、夏休み等。月別の来場者数は別紙参照。

(注記事項)

## (1) 過去における業務従事者数

|                         | 人員           |              |              |
|-------------------------|--------------|--------------|--------------|
|                         | 平成20年度       | 平成21年度       | 平成22年度       |
| イ. つくばセンター設備等維持管理業務     |              |              |              |
| 平日 日勤 8:30~17:30        | 107          | 109          | 126          |
| 平日 夜勤 17:30~8:30        | 17           | 17           | 17           |
| 土日祝祭日年末年始 日勤 8:30~17:30 | 17           | 17           | 17           |
| 土日祝祭日年末年始 夜勤 17:30~8:30 | 17           | 17           | 17           |
| ウ. つくばセンター警備業務          |              |              |              |
| 平日 日勤 8:30~17:30        | 36           | 36           | 47           |
| 平日 夜勤 17:30~8:30        | 13           | 13           | 13           |
| 土日祝祭日年末年始 日勤 8:30~17:30 | 6            | 6            | 9            |
| 土日祝祭日年末年始 夜勤 17:30~8:30 | 17           | 17           | 16           |
| エ. 研究協力センター運営管理業務       |              |              |              |
| 平日 日勤 8:30~17:30        | 21           | 21           | 21           |
| 平日 夜勤 17:30~8:30        | 3            | 3            | 3            |
| 土日祝祭日年末年始 日勤 8:30~17:30 | 3            | 3            | 3            |
| 土日祝祭日年末年始 夜勤 17:30~8:30 | 3            | 3            | 3            |
| オ. つくばセンター植栽管理業務        | 年間延べ人数 3,147 | 年間延べ人数 3,022 | 年間延べ人数 3,066 |
| カ. つくばセンター建物等清掃業務       | 60           | 47           | 47           |
| キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務  |              |              |              |
| 受付、展示案内業務従事者            | 2 ※          | 2 ※          | 2 ※          |
| 清掃業務等従事者                | 1            | 1            | 1            |
| ク. 地質標本館運営管理業務          |              |              |              |
| 受付管理業務従事者               | 2            | 2            | 2            |
| 展示設備等保守管理業務従事者          | 1            | 1            | 1            |
| 清掃業務等従事者                | 1            | 1            | 1            |
| ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務  | 3            | 3            | 3            |

※ 夏休み期間中は3名



## 3 従来の実施に要した施設及び設備

| 業務名称                | 無償貸与施設                           | 無償対象設備等                         |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| イ. つくばセンター設備等維持管理業務 | 第一事業所中央本館A棟B1027監視盤室             | 机、椅子、脇机、テレビ、電話機、冷蔵庫、パソコン、プリンター等 |
|                     | 第一事業所中央本館A棟B1026保守員室             |                                 |
|                     | 第一事業所中央本館A棟B1107倉庫               |                                 |
|                     | 第一事業所中央本館A棟B1012倉庫(資材)           |                                 |
|                     | 第一事業所先端情報計算センター01104設備管理室        |                                 |
|                     | 第一事業所先端情報計算センター01119倉庫(資材)       |                                 |
|                     | 第一事業所外周さくら館A01154設備管理室           |                                 |
|                     | 第一事業所外周さくら館A01154-1更衣室           |                                 |
|                     | 第一事業所外周さくら館A01153倉庫(資材)          |                                 |
|                     | 第一事業所外周さくら館A01134-2倉庫(資材)        |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02210倉庫     |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02211計算機室   |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02212統合監視室  |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02213事務室    |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02214事務室    |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02217-2更衣室  |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02217-3宿直室  |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02218倉庫     |                                 |
|                     | 第一事業所外周BCエネルギーセンター機械棟02218-1倉庫   |                                 |
|                     | 第一事業所外周北廃水処理施設                   |                                 |
|                     | 第一事業所外周南廃水処理施設                   |                                 |
|                     | 第一事業所高圧棟                         |                                 |
|                     | 第二事業所2-1棟EB1051-1倉庫(図面)          |                                 |
|                     | 第二事業所2-1棟E01111監視盤室              |                                 |
|                     | 第二事業所2-1棟M01106保守員室              |                                 |
|                     | 第二事業所2-10棟01115-2監視盤室            |                                 |
|                     | 第二事業所2-12棟01105中央監視室             |                                 |
|                     | 第二事業所2-13棟01118-1監視盤室1           |                                 |
|                     | 第二事業所2-13棟01118-2監視盤室2           |                                 |
|                     | 第二事業所つくば本部・情報技術共同研究棟01410-2中央監視室 |                                 |
|                     | 第三事業所3-1棟01116-2監視盤室             |                                 |
|                     | 第三事業所3-1棟01128-1休憩室              |                                 |
|                     | 第三事業所3-1棟01128-2倉庫               |                                 |
|                     | 第三事業所3-1棟01128-3倉庫               |                                 |
|                     | 第三事業所3-1棟B1060倉庫(図面、図書)          |                                 |
|                     | 第三事業所3-8棟01113監視盤室               |                                 |
|                     | 第三事業所3-9棟01112監視盤室               |                                 |
|                     | 第三事業所3-9棟01113監視盤室               |                                 |
|                     | 第四事業所4-1棟B1107監視盤室               |                                 |
|                     | 第四事業所4-1棟B1211倉庫                 |                                 |
|                     | 第四事業所4-1棟B1212倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-1棟04114-1倉庫               |                                 |
|                     | 第五事業所5-1棟05114倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1112監視盤室               |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1115更衣室                |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1115-1宿直室              |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1120倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1116倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1124倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1125倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1122倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1119-1倉庫               |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟B1123倉庫                 |                                 |
|                     | 第五事業所5-2棟01501-1倉庫               |                                 |
|                     | 第五事業所5-8A棟01131監視盤室              |                                 |
|                     | 第六事業所6-1棟01122監視盤室               |                                 |
|                     | 第六事業所6-1棟01121電算機室               |                                 |
|                     | 第六事業所6-1棟B1103MDF室               |                                 |
|                     | 第六事業所6-1棟B1108倉庫                 |                                 |
|                     | 第六事業所6-1棟B1107監視盤室               |                                 |
|                     | 第七事業所7-1棟B1041-3監視盤室             |                                 |
|                     | 第七事業所7-1棟B1041-2宿直室              |                                 |
|                     | 東事業所東-1B棟B1007監視盤室               |                                 |
|                     | 東事業所東-1B棟B1008監視盤室               |                                 |
|                     | 東事業所東-1B棟B1009監視盤室               |                                 |
|                     | 西事業所西-1棟B0101監視盤室                |                                 |
|                     | 西事業所Aエネルギーセンター                   |                                 |

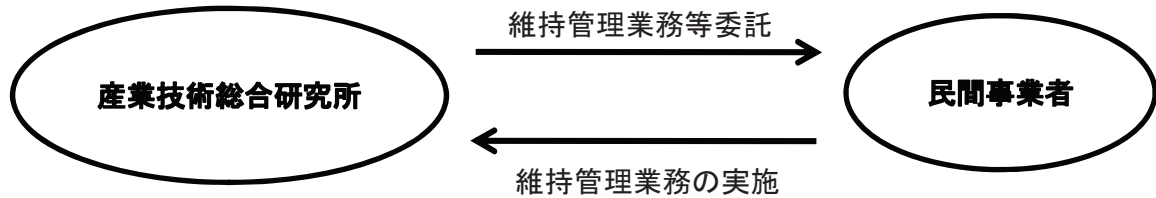
| 業務名称                   | 無償貸与施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 無償対象設備等                             |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                        | 西事業所研究廃水処理施設<br>第一事業所北サイト管理棟01102監視盤室<br>第一事業所北サイト管理棟01103更衣室<br>第一事業所北サイト管理棟01104休憩室<br>第一事業所北サイト排水処理施設棟                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                     |
| ウ. つくばセンター警備業務         | 第一事業所外周防災センター<br>第一事業所外周北守衛所<br>第一事業所外周南守衛所<br>第一事業所中央本館A棟11160受付控室<br>第一事業所北サイト管理棟11010受付事務室<br>第二事業所2-1C棟01160-1受付控室<br>第三事業所3-1棟01115-2受付控室<br>第四事業所4-1棟01207-2受付控室<br>第五事業所5-1棟01203-2受付控室<br>第五事業所5-2棟01506警備控室<br>東事業所守衛所<br>西事業所守衛所<br>西事業所北守衛所<br>西事業所西7-A棟01003受付控室                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 机、椅子、脇机、テレビ、電話機、<br>冷蔵庫、パソコン、プリンター等 |
| エ. 研究協力センター運営管理業務      | 第一事業所外周けやき館01110-1フロント事務室<br>第一事業所外周さくら館01130-1清掃員控室<br>第一事業所外周さくら館01130-2客室整備員控室<br>第一事業所外周さくら館01140フロント事務室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 机、椅子、脇机、テレビ、電話機、<br>冷蔵庫、パソコン、プリンター等 |
| オ. つくばセンター植栽管理業務       | 第一事業所外周環境管理棟01102待機室<br>第一事業所外周環境管理棟01101倉庫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 机、椅子 等                              |
| カ. つくばセンター清掃業務         | 第一事業所中央本館A棟B1026室<br>第一事業所中央本館A棟01110室<br>第二事業所つくば本部・情報技術共同研究棟01400室<br>第二事業所2-1M棟M01102-1室<br>第二事業所2-1M棟M01102-2室<br>第三事業所3-1棟03320室<br>第三事業所車庫<br>第四事業所車庫01102室<br>第四事業所4-1棟01108室<br>第五事業所5-2棟B1121-2室<br>第六事業所車庫<br>第六事業所6-1棟01110室脇 塵芥室<br>第六事業所6-4棟トイレ脇 塵芥室<br>第六事業所6-7棟トイレ脇 塵芥室<br>第六事業所6-9棟トイレ脇 塵芥室<br>第六事業所6-11棟トイレ脇 塵芥室<br>第六事業所6-12棟トイレ脇 塵芥室<br>第六事業所6-13棟トイレ脇 塵芥室<br>第七事業所7-1棟B1010室<br>第七事業所7-1棟01160室<br>西事業所西-1棟02214室前室<br>西事業所西-3A棟01103-1室<br>西事業所西-3A棟01103-2室<br>東事業所東-1A棟01213室<br>東事業所東-1B棟01203-1室<br>東事業所東-1B棟01203-2室<br>北サイト管理棟01105-2室脇 | 机、椅子、電話機等                           |
| キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務 | 第一事業所中央本館A棟01114、01115室、01113                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 机、椅子、パソコン、プリンター、電話機、キャビネット 等        |
| ク. 地質標本館運営管理業務         | 地質標本館7-2 1128号室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 机、椅子、冷蔵庫、パソコン、電話機 等                 |
| ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務 | 第一事業所外周車庫01003運転手控え室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 机、椅子、脇机、テレビ、等                       |

## 4 従来の実施における目的の達成の程度

|                                                                         | 平成20年度 |    | 平成21年度 |    | 平成22年度 |    |
|-------------------------------------------------------------------------|--------|----|--------|----|--------|----|
|                                                                         | 目標     | 実績 | 目標     | 実績 | 目標     | 実績 |
| 管理・運營業務の不備に起因して業務継続の確保ができなかった回数                                         | —      | 0回 | —      | 0回 | —      | 0回 |
| 管理・運營業務の不備に起因した当該施設内での人身事故（及び物損事故）の発生回数                                 | —      | 0回 | —      | 0回 | —      | 0回 |
| (注意事項)<br>・従来、職員等からの要望等に対する対処期間の調査は行っていない<br>・従来、施設利用者に対するアンケートは実施していない |        |    |        |    |        |    |

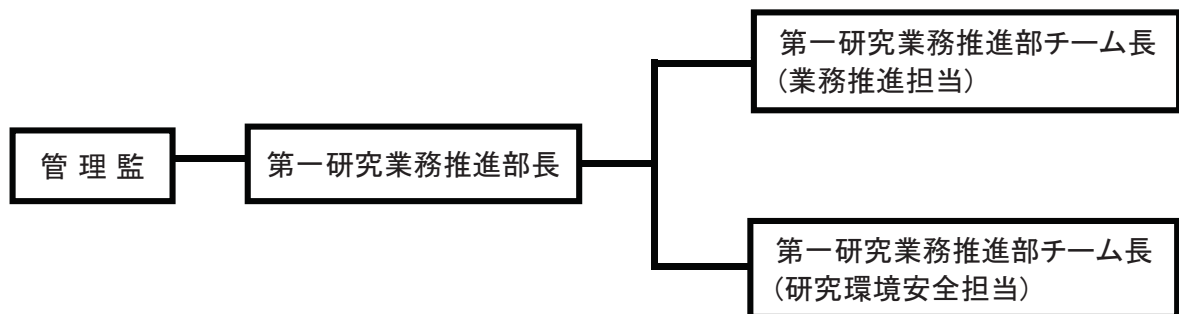
## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)



(注記事項)

イ. ウ. エ. オ. カ. ケ. の対象業務に係る平成22年10月1日以降の実施体制



キ. の対象業務にかかる平成22年10月1日以降の実施体制



ク. の対象業務にかかる平成22年10月1日以降の実施体制



産業技術総合研究所設備等維持管理業務等区分表

| 業務内容                   | 現状    |     | 民間競争入札 |            | 作業時期・頻度・条件等 |
|------------------------|-------|-----|--------|------------|-------------|
|                        | 非常勤職員 | 各業者 | 主な請負者  | 主な請負者以外の業者 |             |
| イ. つくばセンター設備等維持管理業務    |       |     |        |            |             |
| 設備等維持管理業務              |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| ウ. つくばセンター警備業務         |       |     |        |            |             |
| 警備業務                   |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| エ. 研究協力センター運営管理業務      |       |     |        |            |             |
| 研究協力センター運営管理業務         |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| オ. つくばセンター植栽管理業務       |       |     |        |            |             |
| 植栽管理業務                 |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| カ. つくばセンター建物等清掃業務      |       |     |        |            |             |
| 建物等清掃                  |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| キ. サイエンス・スクエアつくば維持管理業務 |       |     |        |            |             |
| サイエンス・スクエアつくば維持管理業務    |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| ク. 地質標本館運営管理業務         |       |     |        |            |             |
| 地質標本館維持管理業務            |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |
| ケ. つくばセンター自動車運転・維持管理業務 |       |     |        |            |             |
| 自動車運転・維持管理業務           |       | ○   | ○      |            | 仕様書参照       |

## 【研究協力センター運営管理業務】

「さくら館及びけやき館」月別利用室数及び稼働率(平成22年度)

| 【さくら館】全140室 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月   | 合計     |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 月別利用室数(延べ)  | 2,007 | 1,581 | 2,354 | 2,793 | 2,898 | 2,637 | 3,233 | 3,284 | 2,577 | 2,642 | 2,739 | 961  | 29,706 |
| 月別稼働率       | 47.8  | 36.4  | 56.0  | 64.4  | 66.8  | 62.8  | 74.5  | 78.2  | 59.4  | 60.9  | 69.9  | 22.1 | 58.1   |

| 【けやき館】全60室 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 合計     |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 月別利用室数(延べ) | 1,179 | 1,574 | 1,610 | 1,676 | 1,617 | 1,534 | 1,541 | 1,455 | 1,423 | 1,395 | 1,242 | 1,180 | 17,426 |
| 月別稼働率      | 65.5  | 84.6  | 89.4  | 90.1  | 86.9  | 85.2  | 82.8  | 80.8  | 76.5  | 75.0  | 73.9  | 63.4  | 79.6   |

## 【サイエンス・スクエアつくば維持管理業務】

「サイエンス・スクエア つくば」月別来場者数(平成22年度)

| 年度     | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月     | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月  | 合計     |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 平成22年度 | 3,801 | 4,191 | 3,124 | 5,860 | 12,677 | 3,493 | 3,967 | 3,829 | 2,179 | 1,937 | 2,197 | 849 | 48,104 |

## 【地質標本館運営管理業務】

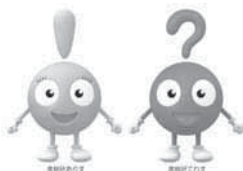
「地質標本館」月別来館者数(平成22年度)

| 地域 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月     | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 合計     |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 国内 | 2,851 | 3,859 | 3,099 | 7,412 | 12,658 | 3,468 | 3,609 | 3,620 | 1,827 | 1,769 | 1,976 | 1,032 | 47,180 |
| 外国 | 172   | 18    | 38    | 289   | 77     | 154   | 172   | 67    | 26    | 25    | 17    | 31    | 1,086  |
| 計  | 3,023 | 3,877 | 3,137 | 7,701 | 12,735 | 3,622 | 3,781 | 3,687 | 1,853 | 1,794 | 1,993 | 1,063 | 48,266 |

各業務における平成23年3月の利用数減については、東日本大震災の影響によるもの。

## 【産総研ノベルティグッズの製作で利用可能な素材】

## 1. キャラクター(基本形)

産総研ありす・産総研てれす  
(登録商標4970014号)

## 2. シグネチャー



## 3. タイプフェース(基本形)

## ①和

独立行政法人  
産業技術総合研究所

産総研

(登録商標5012958号)

## ②英

NATIONAL INSTITUTE OF  
ADVANCED INDUSTRIAL SCIENCE  
AND TECHNOLOGY (AIST)

AIST

## 4. キャッチフレーズ(基本形)

## タテ組

技術を社会へ  
Integration for Innovation

## ヨコ組

技術を社会へー Integration for Innovation



## 産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等の業務

### 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

※必要に応じ追加すること。

|                                   |     |    |               |
|-----------------------------------|-----|----|---------------|
| 2. 業務実績                           |     |    |               |
| ■本実施要項(1.)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。 |     |    |               |
| ア.「つくばセンターの施設管理等業務の総括管理業務」        |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| イ.「つくばセンター設備等維持管理業務」              |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| ウ.「つくばセンター警備業務」                   |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| エ.「研究協力センター運営管理業務」                |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| オ.「つくばセンター植栽管理業務」                 |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| カ.「つくばセンター建物等清掃業務」                |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| キ.「サイエンス・スクエアつくば維持管理業務」           |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |
| ク.「地質標本館運営管理業務」                   |     |    |               |
| 業務名                               | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                                   |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                                   |     |    |               |
|                                   |     |    |               |

| ケ.「つくばセンター自動車運転・維持管理業務」 |     |    |               |
|-------------------------|-----|----|---------------|
| 業務名                     | 発注者 | 時期 | 業務内容          |
|                         |     |    | 施設規模<br>請負金額等 |
|                         |     |    |               |
|                         |     |    |               |

※ 実績を証明する資料(契約書、見積書、価格表又は価格証明書等の写し)を添付してください。

### 3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

**4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法**

■本実施要項(1.)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。  
業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

**5. 施設管理等業務の実施全般に対する質の確保に関する提案**

■以下の項目について、A4 1枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、個別業務毎に提案書を作成することができる。

1. 施設管理等業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項



※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

| 6. 改善提案総括表                                                                                                                |       |       |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-----|
| <p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p> |       |       |     |
| ア.「施設管理等業務全般に係る業務に関する提案と総括管理業務」                                                                                           |       | 提案の有無 | 有 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記                                                                                             | 提案の概略 |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
| イ.「つくばセンター設備等維持管理業務」                                                                                                      |       | 提案の有無 | 有 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記                                                                                             | 提案の概略 |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

#### 6. 改善提案総括表

■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

|                               |       |       |   |   |
|-------------------------------|-------|-------|---|---|
| ウ.「つくばセンター警備業務」               |       | 提案の有無 | 有 | 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記 | 提案の概略 |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
| エ.「研究協力センター運営管理業務」            |       | 提案の有無 | 有 | 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記 | 提案の概略 |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

#### 6. 改善提案総括表

■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

|                               |       |       |   |   |
|-------------------------------|-------|-------|---|---|
| オ.「つくばセンター植栽管理業務」             |       | 提案の有無 | 有 | 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記 | 提案の概略 |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
| カ.「つくばセンター建物等清掃業務」            |       | 提案の有無 | 有 | 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記 | 提案の概略 |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

#### 6. 改善提案総括表

■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

| キ.「サイエンス・スクエアつくば維持管理業務」       |       | 提案の有無 | 有 | 無 |
|-------------------------------|-------|-------|---|---|
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記 | 提案の概略 |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
| ク.「地質標本館運営管理業務」               |       | 提案の有無 | 有 | 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記 | 提案の概略 |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |
|                               |       |       |   |   |

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

|                                                                                                                           |       |       |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-----|
| 6. 改善提案総括表                                                                                                                |       |       |     |
| <p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p> |       |       |     |
| ケ.「つくばセンター自動車運転・維持管理業務」                                                                                                   |       | 提案の有無 | 有 無 |
| 業務項目<br>※既存の仕様書類<br>に定める項目を明記                                                                                             | 提案の概略 |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |
|                                                                                                                           |       |       |     |

## 7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■提案を行う各業務の1項目につき A4 1枚以内とする。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

**8. 緊急時の体制及び対応方法**

■緊急時(施設管理等業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。



## 【研究協力センター運営管理業務】

### 施設環境に関するアンケート

さくら館をご利用の皆様へ

産業技術総合研究所における施設環境をより良いものにするための参考とさせていただきますので、アンケートにご協力下さい。

①共用部施設の清掃は行き届いていましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

②宿泊室の清掃は行き届いていましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

③トイレ、浴室、洗面所は清掃が行き届いており衛生的であると感じましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

④宿泊室に設置すべき消耗品等（スタンド、トイレットペーパー、スリッパ等）は適切に整備されていましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

⑤フロントの対応はいかがでしたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

●その他、お気づきの点やご意見がございましたら記入して下さい。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 【研究協力センター運営管理業務】

### 施設環境に関するアンケート

けやき館をご利用の皆様へ

産業技術総合研究所における施設環境をより良いものにするための参考とさせていただきますので、アンケートにご協力下さい。

①共用部施設の清掃は行き届いていましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

②宿泊室の清掃は行き届いていましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

③トイレ、浴室、洗面所は清掃が行き届いており衛生的であると感じましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

④宿泊室に設置すべき消耗品等（スタンド、電気湯沸かしポット、リネン類等）は適切に整備されていましたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

⑤フロントの対応はいかがでしたか。

☐満足      ☐やや満足      ☐やや不満足      ☐不満足

●その他、お気づきの点やご意見がございましたら記入して下さい。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 【サイエンス・スクエアつくば運営管理業務】

### 見学環境に関するアンケート

「サイエンス・スクエア つくば」における見学環境をより良いものにするための参考とさせていただきますので、アンケートにご協力願います。

なお、アンケートは、高校生以上の方を対象とさせていただきます。

① 説明員のご説明は分かりやすかったですでしょうか。

☐満足

☐やや満足

☐やや不満

☐不満足

② 説明員のご対応はいかがでしたか。

☐満足

☐やや満足

☐やや不満

☐不満足

③ 上記①～②を含めて全体的な感想はいかがでしたか？

☐満足

☐やや満足

☐やや不満

☐不満足

●その他、お気づきの点やご意見がございましたら記入してください。

---

---

---

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 【地質標本館運営管理業務】

### 見学環境に関するアンケート

地質標本館における見学環境をより良いものにするための参考とさせていただきますので、アンケートにご協力下さい。

なお、アンケートは、高校生以上の方を対象とさせていただきます。

① 展示物、展示室、トイレ、洗面所及び通路の清掃は行き届いていましたか。

☐満足

☐やや満足

☐やや不満足

☐不満足

② 受付の対応はいかがでしたか。

☐満足

☐やや満足

☐やや不満足

☐不満足

③ 上記①～②を含めて、全体的な感想はいかがでしたか。

☐満足

☐やや満足

☐やや不満足

☐不満足

●その他、お気づきの点やご意見がございましたら記入して下さい。

---

---

---

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。